

案件 1　八戸市一般廃棄物処理基本計画の答申案について

令和3年10月13日付八環政第72号で諮問された八戸市一般廃棄物処理基本計画について、市民から意見を募集した結果を踏まえ、答申案を別紙のとおりとする。

1. 素案の修正について（報告）

第3回環境審議会における審議内容とその他精査した結果を踏まえた修正事項は、資料1－2のとおり。この修正事項を反映させた素案により、意見募集を行った。

2. 意見募集の結果について（報告）

基本計画（素案）に対するパブリックコメントを、令和3年12月20日から令和4年1月19日まで実施したところ、意見の提出はなかった。

【参考：パブリックコメントの周知方法】

①意見募集チラシの設置

- ・本庁本館案内、別館案内　・南郷事務所
 - ・環境政策課（下水道事務所3階）
 - ・各公民館（24カ所）　　・各市民サービスセンター（10カ所）
- ②ホームページ掲載

3. 基本計画（答申案）　資料1－3のとおり

第3回環境審議会における審議内容と修正事項

No.	箇所	審議内容	修正事項
1	6 ページ	図4は汎用的なサイクル図のみでよいのでは。	図4について、環境基本計画でも使用している汎用的な図に差替えました。
2	9 ページ	表4について、視覚的に理解できるようグラフにし、年齢3区分で示せないか。	表4を5年毎の表に差替え、図5として年齢3区分別人口の構成割合を示したグラフを挿入しました。
3	18 ページ	図12はマーカーが読み取りにくい。	マーカーのサイズを大きく変更しました。
4	29 ページ	図17について、他のグラフと同じように縦軸、横軸、枠線を付すこと。	図17について、線を濃く表示しました。併せて次ページの図18,19についても同様に修正しました。
5	33 ページ	これからは「持続可能性」が重要なため、文言を工夫すること。	1. 基本方針6段目の1行目を「以上のことを踏まえ、 <u>持続可能な循環型社会の実現に向けて</u> 、基本方針を次のとおり定めます。」とします。
6	33 ページ	(1)排出抑制の1～2行目を「資源物を除いた値を指標とします。」としては。	ご指摘の通り修正しました。
7	35 ページ	P.34 表10と関連していることを示すため、項目 家庭系ごみ(資源物を除く)(a)の欄を太字あるいは太枠線で囲むなど強調してはどうか。	表11の(a)欄について、「項目」欄と「見込/目標」欄を太字に変更、合わせて、表10の関連ということで、事業系ごみ排出量・リサイクル率・1人1日あたりの最終処分量についても同様に太字で強調しました。
8	42 ページ	2.施策の体系で示している取組は、重点施策と理解してよいか。重点的な取組であれば、その旨表記してみては。	図20中「主な施策」を「重点施策」に置き換えました。
9	43 ページ ～ 50 ページ	今後の施策について、これまでにも取り組んできたものと新規の取組の違いが分かりにくいのでは。	P43冒頭に <u>拡充</u> と <u>新規</u> 、引き続き実施する施策について解説を加えました。また、 <u>拡充</u> と <u>新規</u> の位置を変え、視覚的に見やすくしました。
10	49 ページ	高齢化社会に適応した収集運搬体制のあり方についても調査研究を進める必要があるのでは。また、修正案の文章では、高齢者用の集積所があるように読める。	「a.集積所収集の推進」を「効率的で経済的な収集運搬体制を構築するため、 <u>集積所に排出することが困難な高齢者等に配慮しながら、戸別収集されている箇所の集約を検討し、市内全域での集積所収集を推進します。</u> 」と変更しました。

No.	箇所	審議内容	修正事項
11	52 ページ	—	「過剰除去」「直接廃棄」「規格外品」について解説を加えました。
12	55 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・10月食品ロス削減月間 ・10月30日食品ロス削減の日 ・食品ロス削減シンボルマーク“ロスノン” <p>以上を市民に周知し、食品ロス問題について知り、出来ることと一緒に考え、削減のため行動するきっかけとしては。</p>	<p>55頁の「②取組」の最後に下記のとおり追加しました。</p> <p>a. 市民への普及啓発等 (略)</p> <p>・<u>食品ロス削減月間（10月）</u> や<u>食品ロス削減の日（10月30日）</u>のほか、各種イベント等の機会をとらえて、食品ロス削減対策の周知を図ります。</p>
13	56 ページ	(2) ②の C. 「調理の際」において、りんごの皮を厚むきするなど「過剰除去」なども加えては。	<p>下記のとおり追加しました。</p> <p>c. 調理の際</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家にある食材を計画的に使いきるほか、<u>皮を厚むきするなどの過剰除去をしないように意識し、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにします。</u>
14	64 ページ	表17処理形態別人口の推移について、R2年度だけでも総人口に対する割合を右側か人数の下に入れてほしい。	表中（ ）書きとして、生活排水処理率を追加しました。
15	67 ページ	2. 前計画の評価について、今後どのような是正措置がなされるのか。	3段目の文章について、ご審議を踏まえて記述を変更しました。
16	69 ページ	—	図25について、白黒印刷に対応させ、より見やすい図に差替えました。
17	70 ページ	表23の施設整備計画について、合併処理浄化槽は下水道との汚水処理性能の差はなく、工期も短いといわれていることから、この生活排水処理施設整備費用の差は異常ではないか。	表23について、下水道と合併処理浄化槽の記載内容を整合させて、分かりやすく修正しました。

(案)

答 申 書

令和　年　月　日

八戸市長　熊　谷　雄　一　様

八戸市環境審議会
会長　鈴木拓也

八戸市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

令和3年10月13日付け八環政第72号により、本審議会に諮問された
「八戸市一般廃棄物処理基本計画」の改定について、別冊「八戸市一般廃棄物
処理基本計画（案）」のとおり答申します。

八 戸 市

一般廃棄物処理基本計画(案)
【答 申】

—安定した廃棄物処理システムの構築—

令和4年3月

八 戸 市

はじめに

今日、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。

世界では、地球規模の環境の危機を反映し、2015年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、多くの国を巻き込む国際的合意が立て続けになされております。

世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る動きが拡大する中、我が国においては、これを踏まえ2018年に第五次環境基本計画を策定し、「地域循環共生圏の創造」などを目指すこととしており、重点戦略を支える環境政策の一つに循環型社会の形成を位置付けました。

また、同年、国は、第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、持続可能な社会づくりとの統合的取組として、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを位置づけ、地域における循環型社会を形成していく上での中核的な役割を地方公共団体に期待しています。

循環型社会の形成について我が国の過去を振り返ると、大量生産・大量消費型の経済社会活動が、環境保全と健全な物質循環を阻害する大量廃棄型の社会を形成し、地球温暖化、天然資源の枯渇の懸念、資源採取による自然破壊など環境問題に影響を及ぼしていました。

このことは当市においても同様であったことから、市では八戸市環境基本計画を策定し、目指す環境像を「人や自然が共生する持続可能な都市 八戸」とし、循環型社会づくりを含む5つの基本目標を定めるとともに、八戸市一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の減量、再資源化及び適正な処理を通じて、循環型社会の実現と環境負荷の低減を図ってまいりました。

これにより、一般廃棄物の減量など一定の効果が見られたものの、この数年は停滞傾向にあり、このままでは目指す環境像を実現できないという危機感を持っております。また、適正処理の推進についても、施設の老朽化により検討を進める時期に来ていると考えております。

このような状況を踏まえ、これまでの一般廃棄物処理基本計画の流れを受けつつ、さらに発展させ、循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、本計画を改定するものです。

私たちは、ごみや生活排水を一切排出せずに生活することはできません。市民一人ひとりが当事者として当市の現状を知るとともに、ごみの減量やリサイクルなどに取り組むことで、循環型社会の実現に一歩ずつ近づくことができます。

当市の豊かな自然や環境を持続可能なものとして将来につないでいくために、市民の皆様の御理解と御協力をいただくとともに、一般廃棄物に関する問題を自分のことととらえて、積極的な行動をお願いします。

【目 次】

第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定と八戸市の概況

第1節 一般廃棄物処理基本計画	3
1. 目的	3
2. 構成	3
3. 位置づけ	4
4. 目指すべき持続可能な循環型社会の将来像	5
5. 基本目標	6
6. 期間	6
7. 進行管理	6
第2節 八戸市の産業特性と人口予測	7
1. 八戸市の産業特性	7
2. 本計画における八戸市的人口予測の考え方	9

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 計画策定の背景と改定の目的	13
第2節 ごみ処理の現状	14
1. 処理体系	14
2. ごみ処理フロー	14
3. 分別品目	15
4. ごみ総排出量と1人1日あたりのごみ排出量の推移	16
5. リサイクル率の推移	17
6. 民間で再資源化される資源物量の推移	17
7. 最終処分量の推移	18
8. ごみ処理費用の推移	18
9. ごみの組成	19
10. ごみ処理に係る施策の現状	22
11. 前計画期間におけるごみ処理の評価	28
第3節 課題の抽出	31
1. 排出抑制	31
2. 収集・運搬	31
3. 中間処理	31
4. 最終処分	32
5. ごみ処理経費	32
6. 目標値とすべき指標の考え方	32
第4節 基本方針及び目標	33
1. 基本方針	33
2. 計画の数値目標	33
3. ごみ排出量の見通し	35
4. 国、青森県のごみ処理にかかる計画・方針の目標	36
第5節 ごみ処理の実施に関する基本事項	38
1. 収集・運搬に関する事項	38

2. 中間処理に関する事項	39
3. 最終処分に関する事項	40
第6節 施策の展開	41
1. 市・市民・事業者の役割	41
2. 施策の体系	42
第7節 食品ロス削減推進計画	51
1. 現状及び基本的な方向	51
2. 目標	52
3. 各主体の取組	53
第8節 その他ごみの処理に関する必要な事項	58
1. 環境審議会	58
2. 事業者との協力	58
3. 災害対策	58
4. 不法投棄防止対策	58
5. ごみ処理方針検討委員会	58

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針	61
1. 生活排水処理に係る背景と目標	61
2. 生活排水処理施設整備の基本方針	61
第2節 生活排水の排出状況と処理主体	61
1. 排出状況	62
2. 生活排水の処理主体	65
第3節 前計画の評価	66
1. 目標値と実績値との比較	66
2. 前計画の評価	67
第4節 生活排水処理基本計画	68
1. 生活排水の処理計画	68
2. し尿・汚泥の処理計画	70
3. その他	71

第 1 章

一般廃棄物処理基本計画 の策定と八戸市の概況

第1節 一般廃棄物処理基本計画

1. 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものです。各種法令や社会情勢を踏まえ、当市の区域内において発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）について、循環型社会の実現及び環境負荷の低減に努めるため、市・事業者・市民が担う基本方針・施策を明確にすることを目的に策定します。

2. 構成

本計画の名称を、「八戸市一般廃棄物処理基本計画」とし、市の中長期的な一般廃棄物処理施策を定めており、平成29年3月に策定した計画の中間年度における評価・見直しを行うものです。

図1のとおり主にごみ処理に関する部分（以下、「ごみ処理基本計画」という。）と、生活排水処理に関する部分（以下、「生活排水処理基本計画」という。）によって構成します。

八戸市一般廃棄物処理実施計画は前述の基本計画に基づき、より具体的な一般廃棄物処理施策の実施内容を定め、毎年度策定するものです。

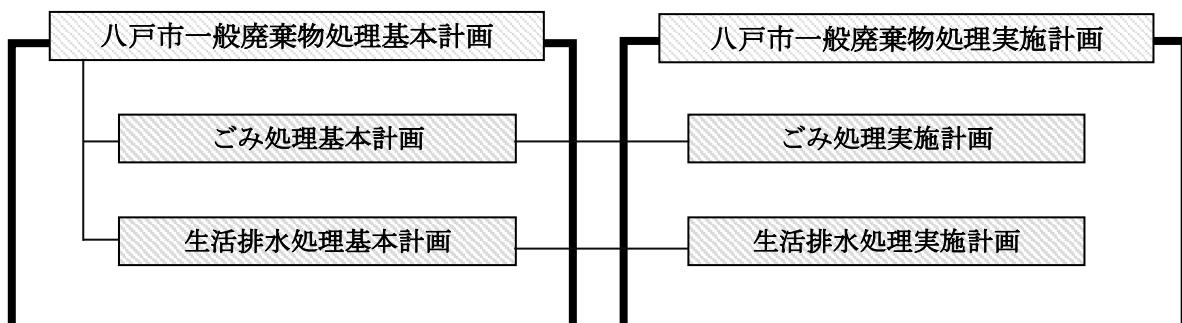


図1：計画の構成

解説

「一般廃棄物」

産業廃棄物以外のすべての廃棄物（ごみ及び生活排水）のことで、日常生活に伴って生じる「生活系一般廃棄物」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた紙くず、食品残さ等（産業廃棄物以外）の「事業系一般廃棄物」に分類されます。

なお、産業廃棄物とは、事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する20種類の廃棄物のことです。

「循環型社会」

循環型社会形成推進基本法で定義が示されており、製品等が廃棄物になることが抑制されるとともに、製品等が循環資源となった場合には適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われないものについては適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

3. 位置づけ

本計画は、上位計画にあたる当市の総合計画「第7次八戸市総合計画」（以下、「総合計画」という。）、「第2次八戸市環境基本計画」、環境省が策定している「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）、「第4次青森県循環型社会形成推進計画」などの関連計画と整合性を図るとともに、各種関係法令や共同処理をしている関係2町（階上町、南部町）におけるごみ処理基本計画等についても齟齬を来さないように配慮しています。

以下に、本計画の位置づけと関係法令の関係図を示します（図2）。

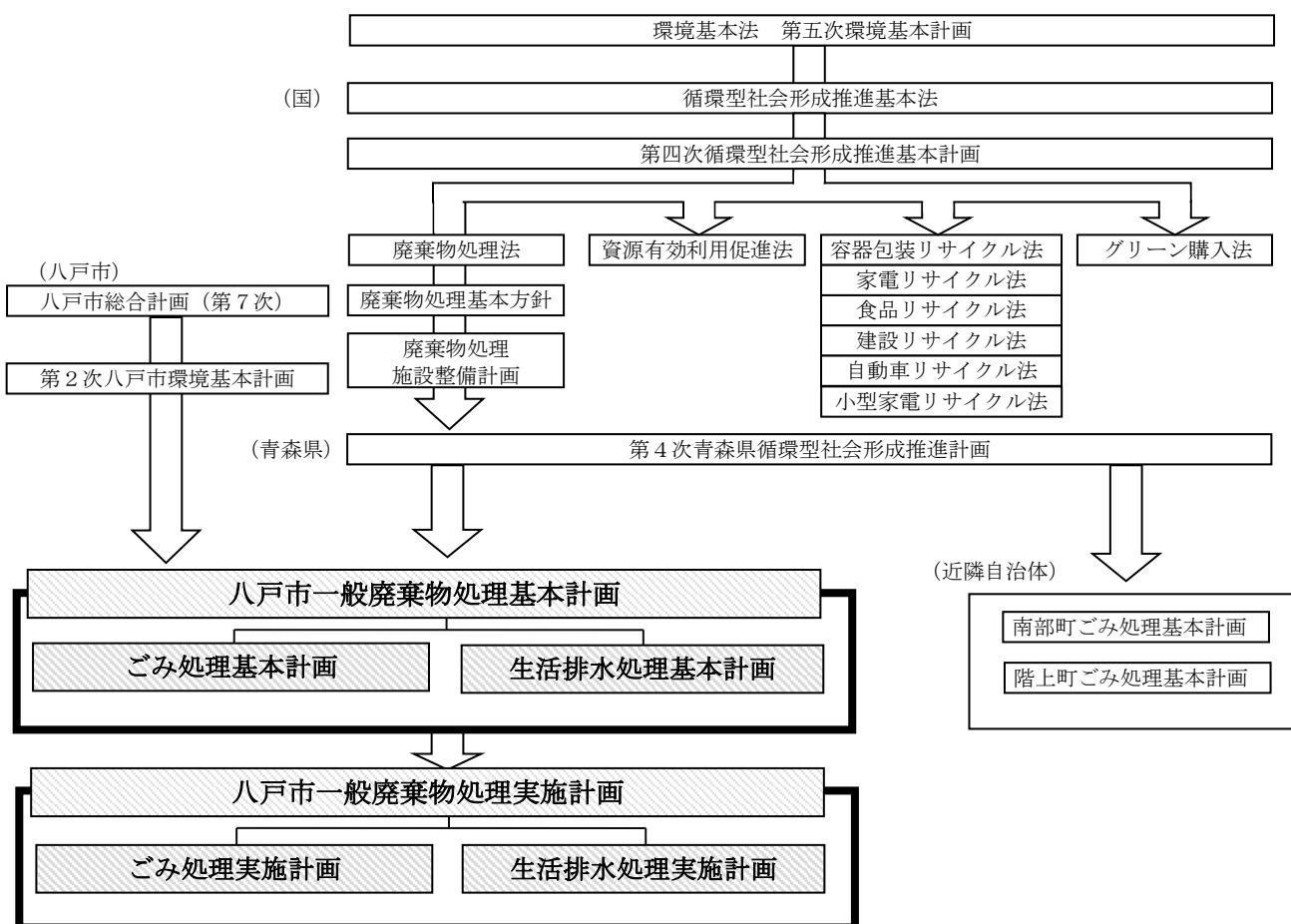


図 2：計画の位置づけと関係法令

4. 目指すべき持続可能な循環型社会の将来像

青森県では、青森県循環型社会形成推進計画を策定し、目指す循環型社会のイメージとして次のとおり示し、その実現に努めるとしております。

- 1 「もったいない」の考え方即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- 2 地域の特性を生かした地域循環共生圏の形成
- 3 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大
- 4 自然との共生と適正な物質循環の確保

循環型社会の形成は一つの自治体や地域単位で実現できるものではなく、より大きな枠組みで取り組んでいかなくてはならず、市としても、国や県の将来像、イメージに従い、一般廃棄物の処理を含む諸施策を開拓していく必要があります。

のことから、市は、県と同様に上記を目指すべき持続可能な循環型社会の将来像とし、その実現に向けて努力することとします。

以下に、国の地域循環共生圏の概念図を示します（図3）。



図3：地域循環共生圏の概念図（資料：環境省）

解説

「地域循環共生圏」

地域の特性に応じて、循環資源、再生可能資源、ストック資源や地域の人材、資金を活用する自立・分散型社会を形成しつつ、森・里・川・海の自然的なつながり、資金循環や人の交流等による経済的なつながりを深め、それぞれの地域が相互に補完し合う圏域を形成し、資源の循環、生物多様性の確保、脱炭素化、地域の活性化等を目指すというものです。

5. 基本目標

前計画の「一般廃棄物処理基本計画」（平成 29 年 3 月策定）の基本方針を踏まえながら、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理の確保を図るため「安定した廃棄物処理システムの構築」を基本目標に掲げます。

6. 期間

計画期間は令和 4 年度を初年度として、令和 13 年度までの 10 年間とします。また、策定 5 年後の令和 8 年度を中間年度として、計画の評価・見直しを図ります（表 1）。

また、各実施計画は毎年の評価・見直しを行いながら策定します。

表 1：基準年度と計画区分

基準年度	令和 8 年度 (策定 5 年後)	令和 13 年度 (策定 10 年後)
計画区分	中間年度	目標年度

7. 進行管理

本計画では、「八戸市環境審議会」等の意見を踏まえながら、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のサイクルにより、効果的かつ効率的な執行体制の確立を図ります（図 4）。

ア. Plan（計画）

策定にあたっては、策定の趣旨・目的・目標を広く市民・事業者へ周知するとともに、その理解と協力を得るように努めます。

イ. Do（実施）

計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないよう適正に収集運搬、処分を行います。また、計画目標達成にむけて具体的な内容を検討し実施していきます。

ウ. Check（評価）

数値目標等の状況を毎年整理して進捗状況を把握・評価し、結果を広く市民・事業者へ周知します。

エ. Act（見直し）

中間年度である策定 5 年後や、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には、計画を見直し現況に見合った計画に改定します。また年度ごとの評価を踏まえ実施計画の見直しを行っていきます。

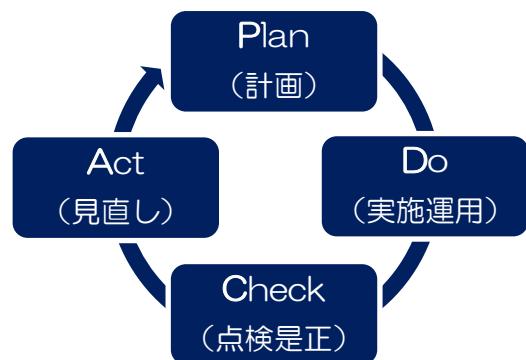


図 4：進行管理のイメージ

第2節 八戸市の産業特性と人口予測

1. 八戸市の産業特性

当市には、国内有数の水揚げ量と加工業の集積を持つ水産業や、北東北随一の工業集積、北奥羽地域の中核となる商業など、多種多様な産業が展開しています。

令和2年度の土地利用状況は表2のとおりで、山林が32.71%と最も多く、田畠は合わせて21.22%、宅地は16.04%となっています。

表2：土地利用状況

年別	総地積	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成28年	30,554 (100.00)	2,358 (7.72)	4,359 (14.27)	4,837 (15.83)	10,094 (33.04)	1,119 (3.66)	1,752 (5.73)	6,035 (19.75)
平成29年	30,554 (100.00)	2,347 (7.68)	4,343 (14.21)	4,858 (15.90)	10,089 (33.02)	1,117 (3.66)	1,765 (5.78)	6,035 (19.75)
平成30年	30,556 (100.00)	2,322 (7.60)	4,270 (13.97)	4,869 (15.93)	10,010 (32.76)	1,141 (3.73)	1,899 (6.21)	6,045 (19.78)
平成31年 (令和元年)	30,556 (100.00)	2,307 (7.55)	4,231 (13.85)	4,886 (15.99)	10,028 (32.82)	1,151 (3.77)	1,915 (6.27)	6,038 (19.76)
令和2年	30,556 (100.00)	2,291 (7.50)	4,193 (13.72)	4,902 (16.04)	9,995 (32.71)	1,135 (3.71)	1,986 (6.50)	6,054 (19.81)

資料：資産税課（固定資産税概要調書）

上段：地積(ha) 下段：構成割合(%)

注1：各年1月1日現在

注2：地積は小数点以下を四捨五入

産業別の事業所数及び従業者数（表3）を見ると、当市の農業は、地域特性を生かした水稻、野菜、果物、花き及び畑作物などの多様な生産がされています。畜産業は東北地方最大の飼料基地の立地などの優位性を生かし、更なる発展が期待されています。

また、工業においては、鉄鋼、非鉄金属、紙・パルプ等の素材型産業、電気・精密機械等の製造業が集積しています。

なお、商業においては、約63万人（平成23年度調査）の商圏人口を擁しています。

表3：産業（大分類）別事業所数及び従業者数

産業（大分類）	民営事業所	
	事業所数	従業者数
農業、林業、漁業	66	1,237
鉱業、採石業、砂利採取業	5	140
建設業	968	9,511
製造業	585	13,617
電気・ガス・熱供給・水道業	9	381
情報通信業	86	1,415
運輸業、郵便業	346	7,986
卸売業、小売業	3,093	23,847
金融業、保険業	243	2,797
不動産業、物品賃貸業	734	2,056
学術研究、専門・技術サービス業	364	2,116
宿泊業、飲食サービス業	1,554	8,548
生活関連サービス業、娯楽業	1,208	5,273
教育、学習支援業	371	3,020
医療、福祉	893	13,813
複合サービス事業	57	561
サービス業(他に分類されないもの)	643	8,410
全産業(公務を除く)	11,225	104,728

資料：総務省及び経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

(平成28年6月1日現在)

注1：従業者数には男女別の不詳を含む。

注2：経済センサス-活動調査においては、国・地方公共団体の事業所を調査対象としていないため、民営事業所のみの数。

2. 本計画における八戸市的人口予測の考え方

表4のとおり、「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口推計の傾向を指数(A)として、住民基本台帳における令和元年10月1日現在の人口(B)に乘じたものを将来予測人口とします。

$$\text{将来推計値} = \text{指数\% (A)} \times \text{令和元年10月1日現在の人口 (B)}$$

表4：将来予測人口の算定

第2期 八戸市まち・ひと・しごと総合戦略(R2.3)に基づく人口予測結果

年度	八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略	指数(%) (A)	住民基本台帳	将来推計値 (A×B)
	基礎数値	R1=100	(10月1日)	
R1 (2019)	223,372	100	(B) 228,240	228,240
R2 (2020)	221,401	99.1176		226,226
R7 (2025)	212,684	95.2152		217,319
R12 (2030)	204,208	91.4206		208,658
R17 (2035)	195,945	87.7214		200,215
R22 (2040)	187,862	84.1028		191,956
R27 (2045)	179,606	80.4067		183,520
R32 (2050)	171,920	76.9658		175,667

図5は、表4の予測人口をグラフにし、「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において推計されている年齢3区分別人口の構成割合を示したものです。

「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、年少人口(0~14歳)の構成割合は、R12年以降、上昇に転じると推計しておりますが、老人人口(65歳以上)の構成割合は、R27年まで上昇傾向が続き、4割近くを65歳以上が占めることになると推計されております。

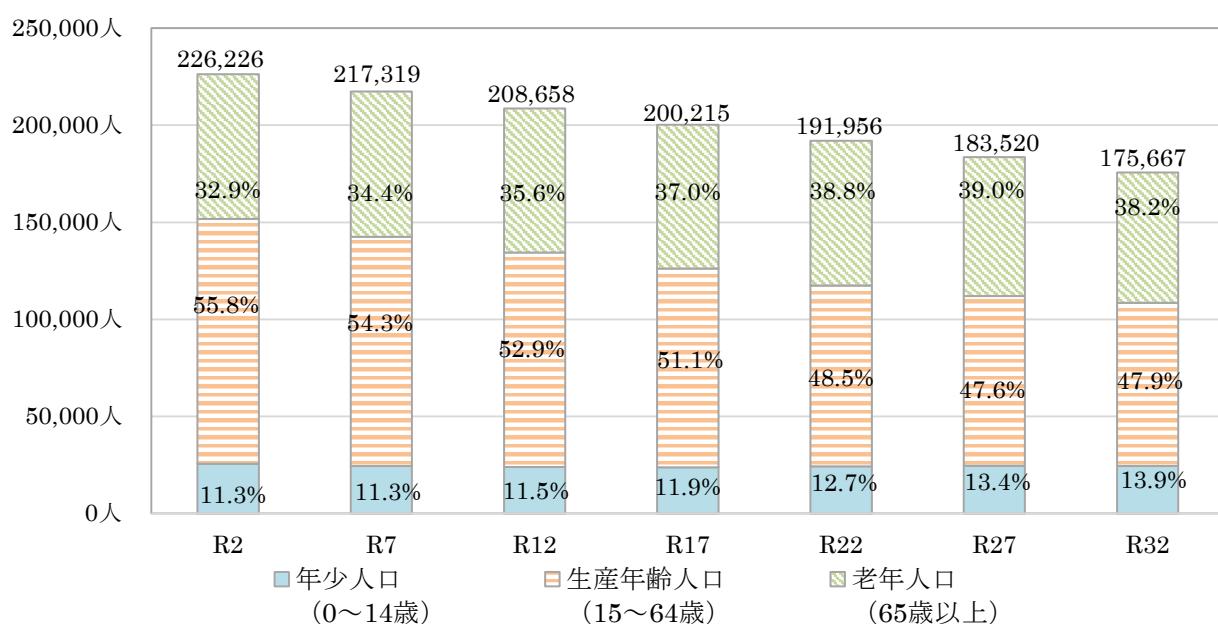


図5 年齢3区分別人口の構成割合

第2章

ごみ処理基本計画

第1節 計画策定の背景と改定の目的

当市は、平成8年3月に「快適で安全なまちづくり」を基本目標とした、ごみ処理基本計画を策定しました。計画期間の満了に伴い、平成17年3月に新たなごみ処理基本計画を策定し、平成24年3月の改定を経て、循環型社会の実現及び環境負荷の低減に努めるため、「市民・事業者・市の協働による循環型社会の構築」を基本目標とした、新たなごみ処理計画を平成29年3月に策定し取り組んできました。

現在、策定から5年を経過しようとしており、その間、国では、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、青森県では令和3年3月に第4次青森県循環型社会形成推進計画を策定しました。当市においては、平成30年3月に第2次八戸市環境基本計画を改定し、令和4年3月には第7次八戸市総合計画を策定することになっております。

このような状況の変化や引き続き進行する少子高齢化を踏まえつつ、この5年における目標と実績値とのかい離及びごみ処理施設の老朽化を受け、今後3Rの推進と安定したごみ処理システムの構築に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、ごみ処理基本計画を改定するものです。

なお、本計画は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）の様々な分野に関係するものです。本計画に掲げる施策を実行することにより、本計画と特に親和性の高い以下の分野において、目標達成に貢献いたします。

- 「11 住み続けられるまちづくりを」
- 「12 つくる責任つかう責任」
- 「14 海の豊かさを守ろう」
- 「15 陸の豊かさも守ろう」
- 「17 パートナーシップで目標を達成しよう」



解説

「3R（スリーアール）」

廃棄物等による環境への負荷低減に向けた、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの取組の頭文字をとったものであり、取組を進める際の優先順位としては、負荷低減への寄与が大きい順に、リデュース、リユース、リサイクルの順が基本原則となるものです。

この他、この3Rにリカバー（Recover）：回収を加えた4R、リフューズ（Refuse）：ごみになるものの受け取らない、発生源を絶つ、を加えた4R、リペア（Repair）：修理・修繕を加えた4Rを主張する考え方があります。

「SDGs（持続可能な開発目標）」

2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年までを期限とする国際目標であり、17の目標と、その下位目標である169のターゲットで構成されています。

17の目標は、①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧成長・雇用、⑨イノベーション、⑩不平等、⑪都市、⑫生産・消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段となっています。

第2節 ごみ処理の現状

1. 処理体系

ごみ処理は、八戸市が行う業務と八戸地域広域市町村圏事務組合（以下、「広域組合」という。）が行う業務から成り立っています。当市は、処理計画の作成、収集・運搬及び最終処分場の維持管理の業務を行い、広域組合は中間処理の業務を行っています。

可燃ごみは、広域組合八戸清掃工場（以下、「清掃工場」という。）で焼却処分され、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物については、主に広域組合八戸リサイクルプラザ（以下、「リサイクルプラザ」という。）で選別・破碎処理されています。

これらの各施設から排出される焼却残渣や不燃残渣などは、八戸市一般廃棄物最終処分場（以下、「最終処分場」という。）に埋立処分されています。

また集団回収された資源物や事業所から排出される資源物（紙ごみ等）、リサイクルプラザで選別された資源物は、民間の事業者等を介して再資源化されます。

2. ごみ処理フロー

当市のごみ処理フローは図6のとおりです。

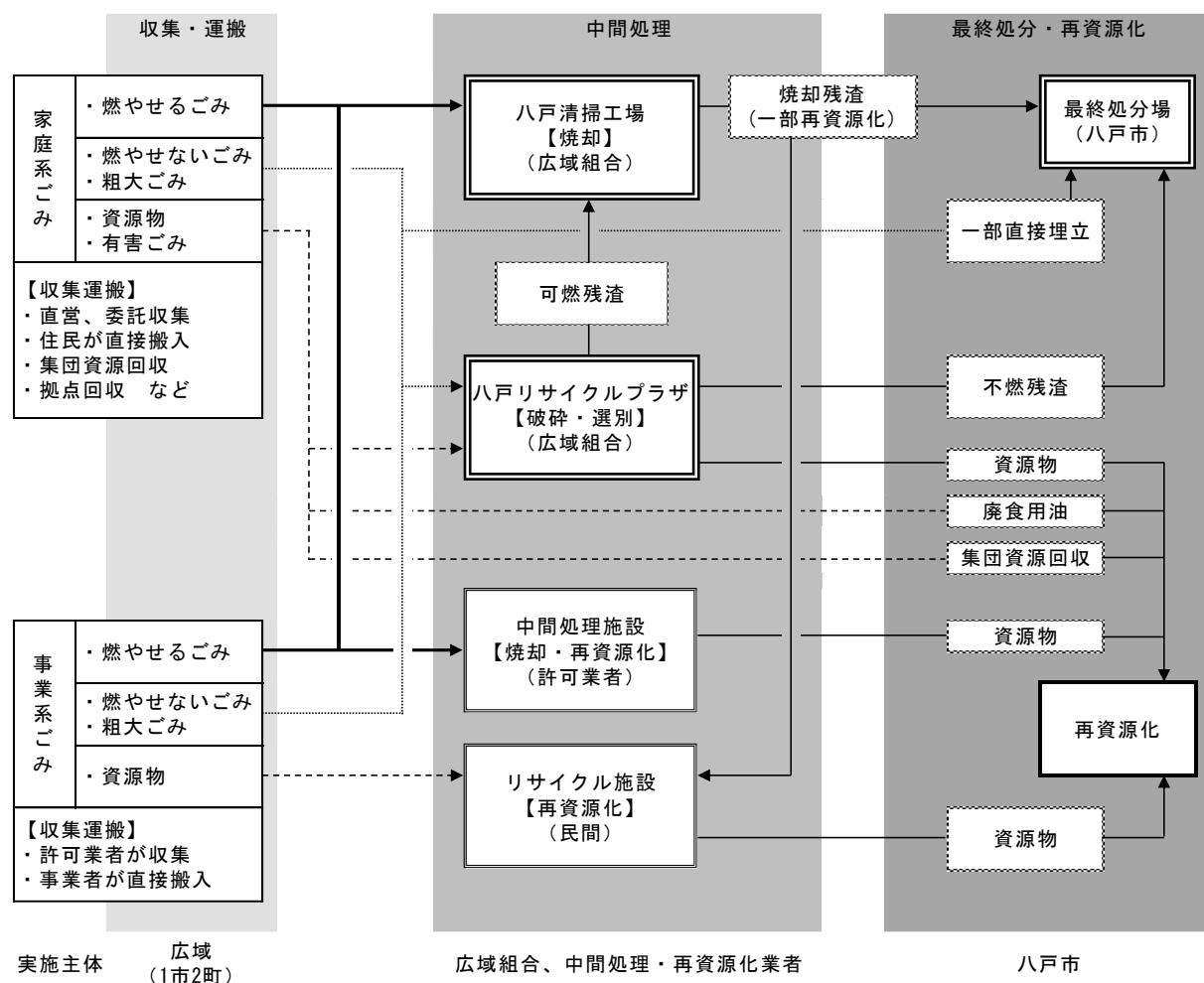


図 6：ごみ処理フロー図

3. 分別品目

当市が分別収集を実施している家庭ごみは、表5の17品目12分別です。

表5：分別回収品目と処理過程

分別品目		収集・運搬		中間処理
品目※	分別※	収集回数	収集方式	
①燃やせるごみ		週2回	集積所収集 (指定袋による有料制)	清掃工場
②燃やせないごみ		月1回		
③粗大ごみ		隨時	戸別収集(有料)	
④有害ごみ		月1回又は隨時	拠点回収	
⑤新聞		月2回		
⑥段ボール		(第1・第3水曜日)	集積所収集 (品目ごとに紐で縛る)	
⑦雑誌・チラシ				
⑧その他紙		月2回 (第2・第4水曜日)	集積所収集 (透明又は半透明袋)	リサイクルプラザ
⑨古布				
⑩スチール缶	⑩缶・びん・ペットボトル			
⑪アルミ缶			集積所収集 (透明又は半透明袋)	
⑫無色びん				
⑬茶色びん			※6種混合	
⑭その他色びん				
⑮ペットボトル				
⑯⑯廃食用油		週3回程度	拠点回収	八戸市
⑰⑰使用済小型家電		隨時	拠点回収	再資源化業者

※品目は丸数字、分別は1～9まで丸数字、10～12は四角数字で表示

解説

「収集・運搬」

排出された廃棄物（ごみ）を集めて、処理場まで運ぶことですが、これを行うことができるのは、排出者自身か、都道府県あるいは市町村から許可を受けたものに限定されています。

「中間処理」

廃棄物を安全かつ安定化させて減量するために行う処理であり、廃棄物が及ぼす環境への影響を最小限にすることができます。廃棄物そのものをなくすことはできないので、中間処理でどれだけ重さや容積を減らすことができるかが重要なポイントです。

主な処理方法は以下のとおりです。

焼却…廃棄物を焼却処理し、燃え殻にすることで廃棄物の減量化を行う。

破碎…廃棄物を碎いて容積を縮小させる。

選別…リサイクルできるものを選別し、廃棄物の絶対量を減少する。

「最終処分」

廃棄物を、再使用又は資源化される場合を除き、最終的に処分することです。埋立処分または海洋投入処分されますが、埋立が原則とされ、大部分が埋立により処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、一般廃棄物及び産業廃棄物を処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいいます。

4. ごみ総排出量と1人1日あたりのごみ排出量の推移

当市のごみ総排出量及び1人1日あたりのごみ排出量（東日本大震災による災害廃棄物分を除く。）の推移は図7・図8のとおりです。

1人1日あたりのごみ排出量は、平成22年度以降全国平均を上回っております。

平成27年度以降は横ばい傾向となっています。

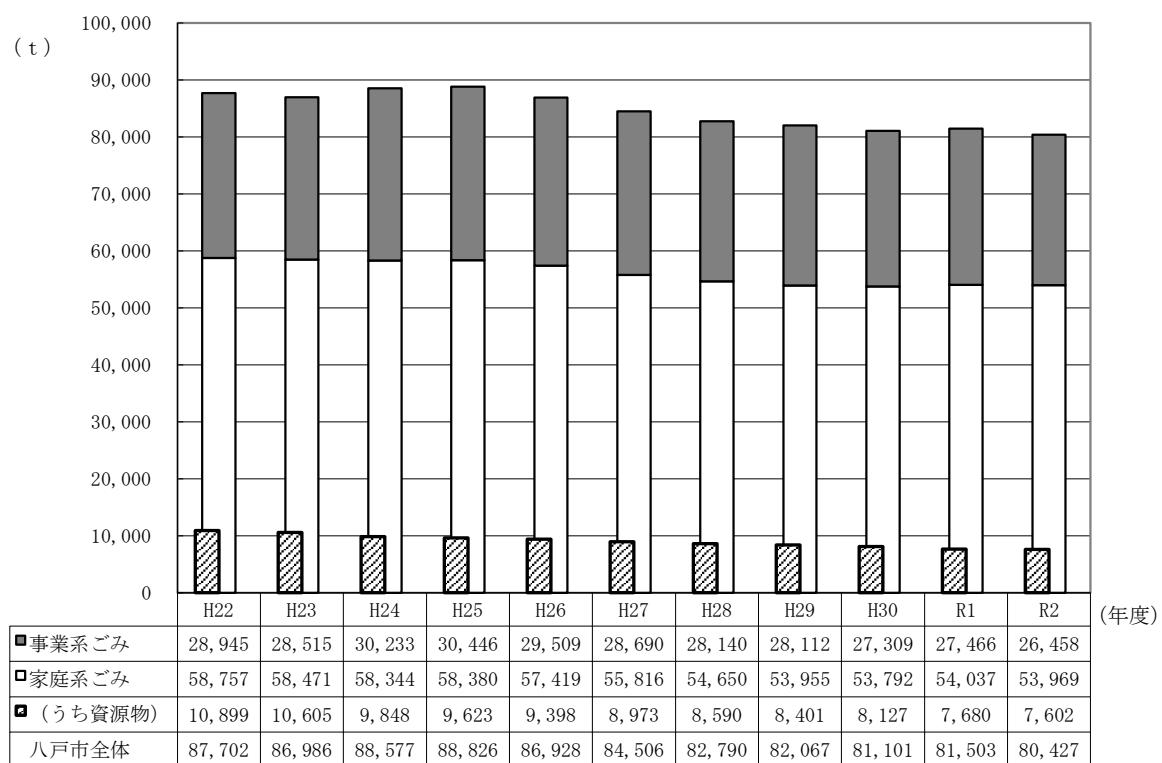


図7：ごみ総排出量の推移

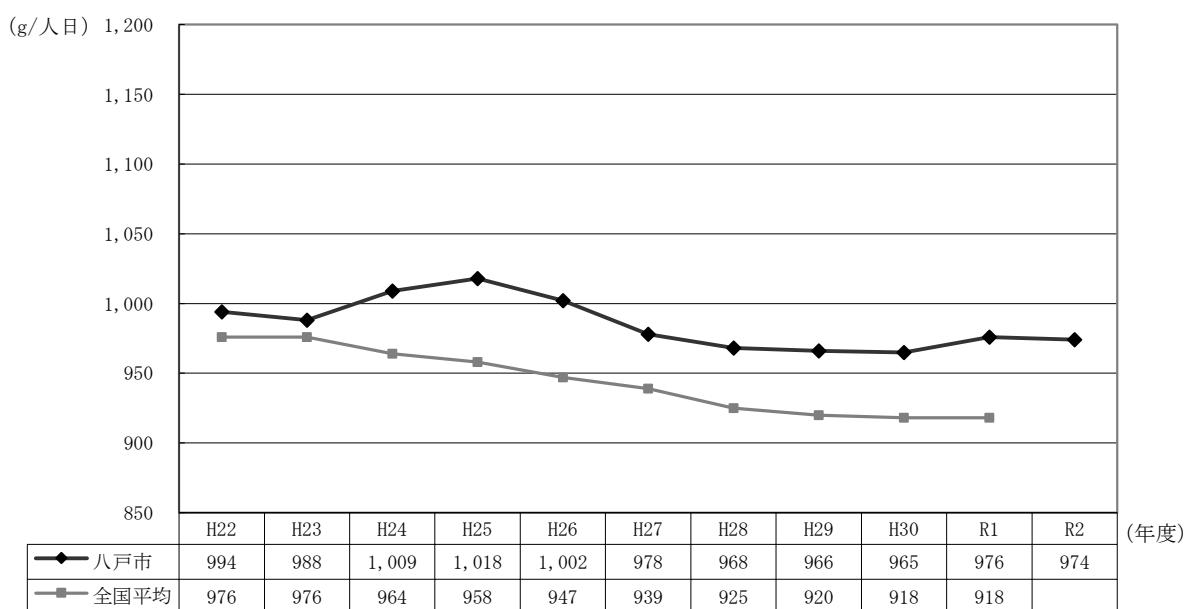


図8：1人1日あたりのごみ排出量の推移

5. リサイクル率の推移

当市のリサイクル率の推移は図9のとおりです。

平成22年度以降減少傾向が続いています。

理由として、スーパー・マーケットにおける紙資源の店頭回収などの民間主導による再資源化が活発に行われ、集積所への排出が減っていることが考えられます。

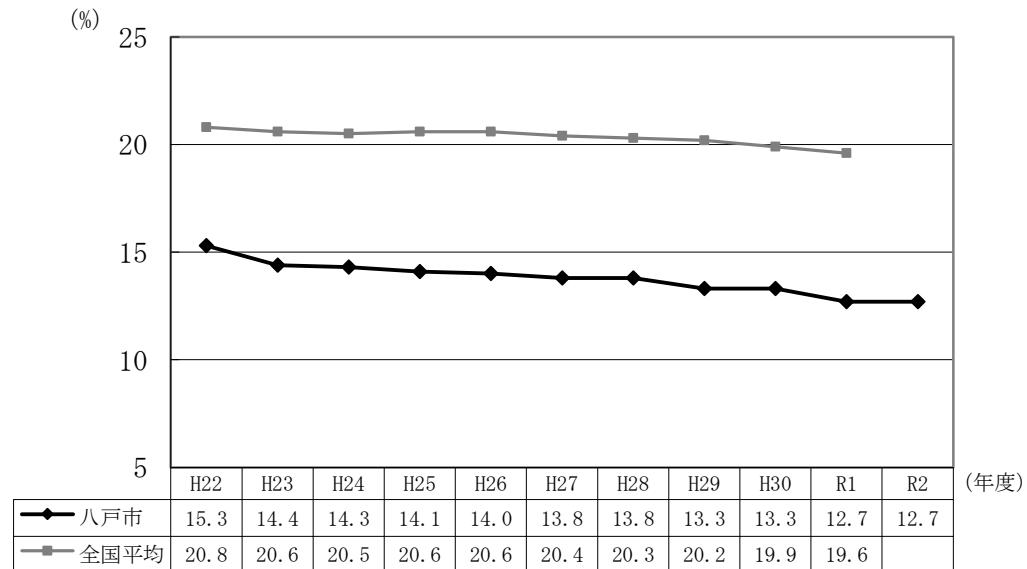


図9：リサイクル率の推移

6. 民間で再資源化される資源物量の推移

当市の収集運搬業許可業者及び処分業許可業者が関与した、民間で再資源化される資源物（木くず、厨芥類、プラスチック、紙など）の量の推移は図10のとおりで、平成23年度から増加傾向が続いており、令和2年度は年間21,023tが民間で再資源化されました。

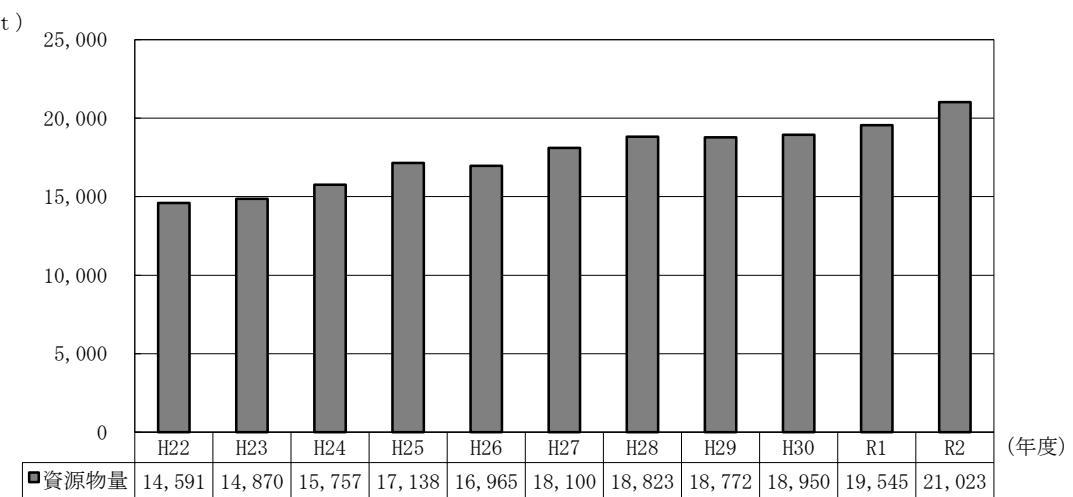


図10：民間処理資源物量の推移

7. 最終処分量の推移

最終処分量の推移は図 11 のとおりです。

市の最終処分量は平成 21 年度まで減少傾向にありましたが、平成 22～25 年度は東日本大震災の影響等により増加しました。平成 26 年度以降は再び減少しました。

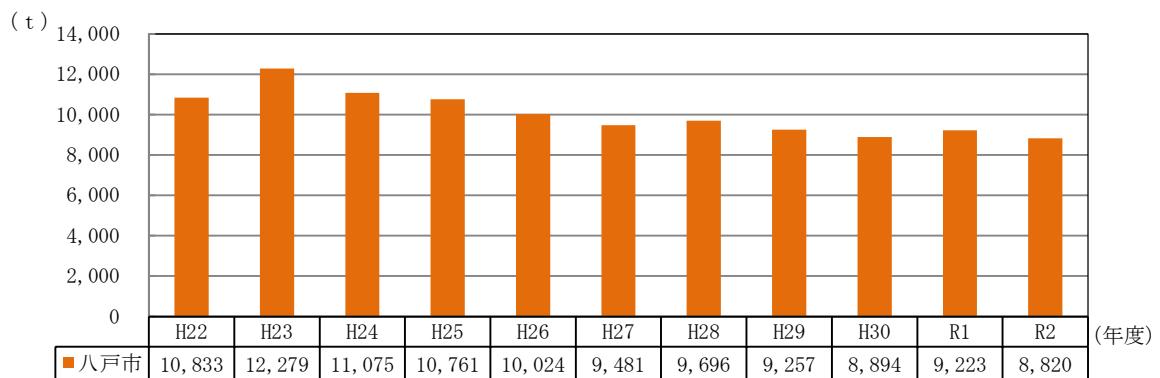


図 11：最終処分量の推移

8. ごみ処理費用の推移

令和 2 年度のごみ処理に係る費用は約 22 億円（ごみ処理経費 2,576,293 千円 + 施設建設費償還金等 8,437 千円 - 手数料収入等 384,730 千円）で、これは 1 日当たりに換算すると約 603 万円になります。

当市の過去 10 年間における処理区分別のごみ処理費用の推移は図 12 のとおりです。

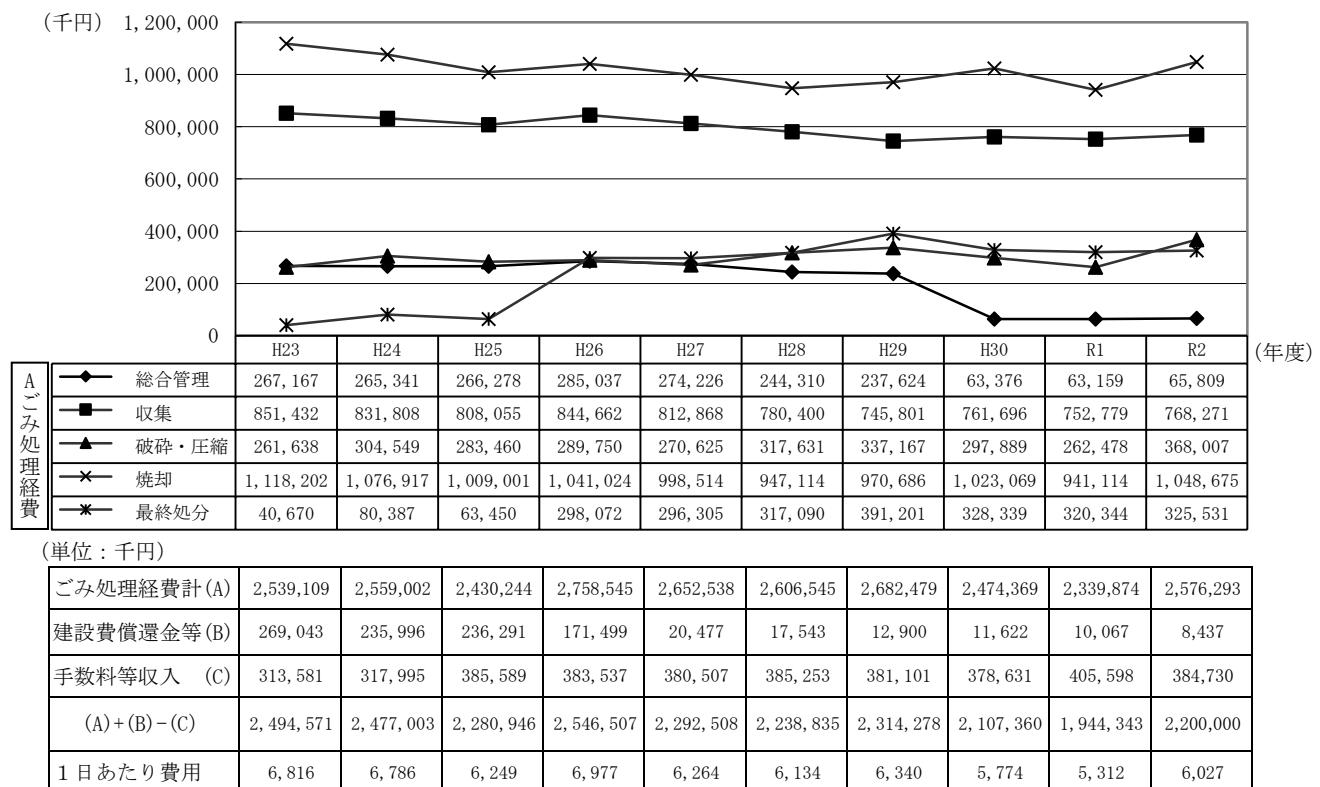


図 12：ごみ処理費用の推移

9. ごみの組成

当市では、ごみ減量とリサイクルのための資料とするため、毎年家庭ごみの組成や排出状況の調査を行っています（令和2年度は新型コロナウィルス感染症蔓延のため実施せず。）。

(1) 燃やせるごみの組成割合

燃やせるごみの組成割合の過去5年（平成27～令和元年度、以下同じ。）の平均値は、図13のとおりです。

重量比では、生ごみが32.4%と最も多く、次いで草木類23.2%、プラスチック類15.6%となっています。紙類の約8割は雑誌・チラシやその他紙など資源となる紙が占めています。

また、容積比では、プラスチック類が42.0%と最も割合が高く、次いで紙類の15.7%、草木類13.7%となっています。

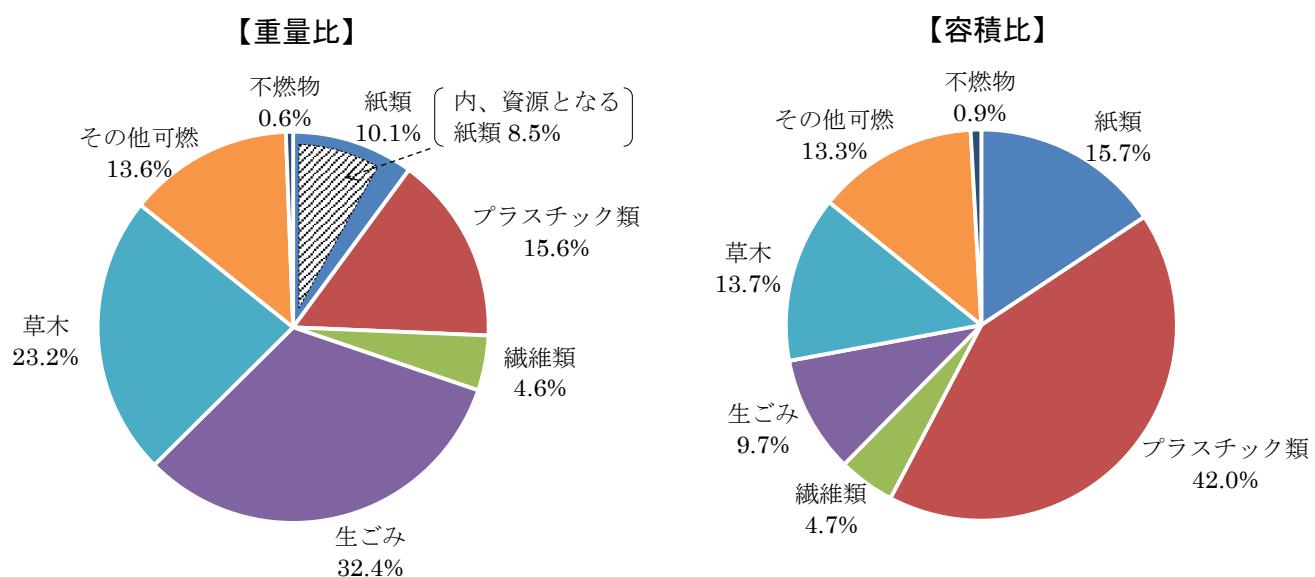


図13：燃やせるごみの組成割合、重量比及び容積比（過去5年平均）



<写真>組成調査作業風景

(2) 燃やせないごみの組成割合の推移

燃やせないごみの組成割合の過去5年の平均値は、図14のとおりです。

重量比では、家電が24.3%と最も多く、次いで金属類22.1%、資源びん19.7%となっております。

また、容積比では、家電類24.0%と最も割合が高く、次いで金属類の20.3%、可燃物15.4%となっています。

燃やせないごみの中には、資源となる缶、びん類等が多く含まれています。

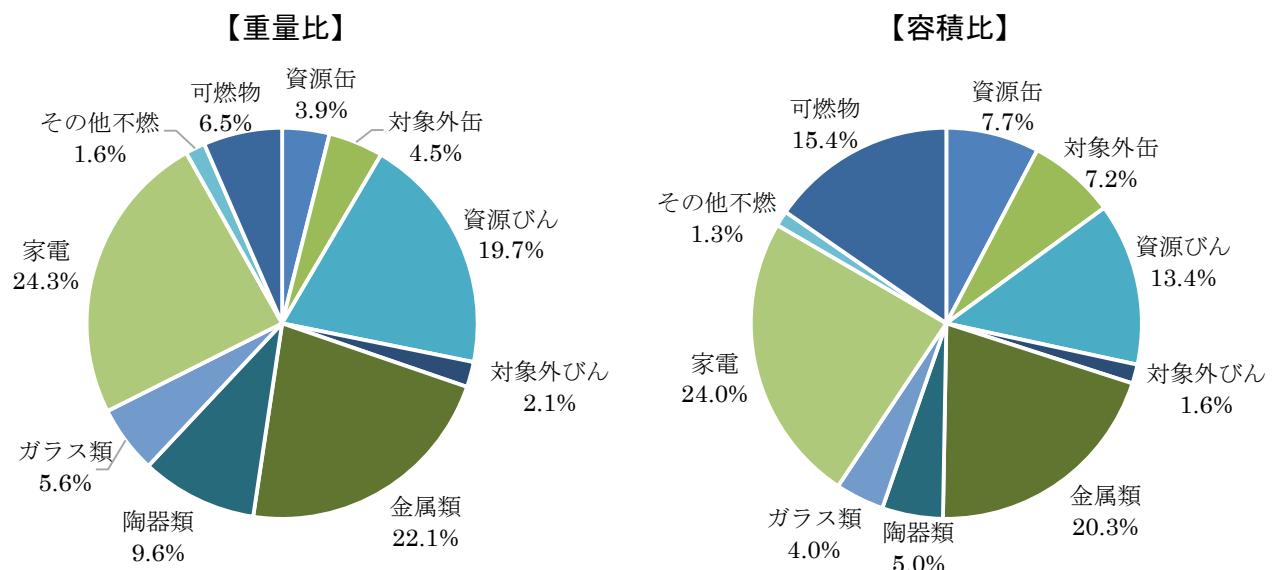


図14：燃やせないごみの組成割合、重量比及び容積比（過去5年平均）



＜写真＞燃やせないごみに混入している資源となる缶、びん類

(3) 資源ごみの組成割合の推移

不燃系資源ごみの組成割合の過去5年の平均値は図15で、排出の適正度は表6のとおりです。

適正に排出されている割合はアルミ缶が比較的高く、その他は半数程度にとどまっています。ペットボトルやびんは、キャップやラベルの付いているものが多いです。スチール缶は汚れや潰れの割合が3割を超えていましたが、以前は半数以上が汚れや潰れのある状態で排出されておりましたので、改善の傾向が見られます。

可燃系資源ごみの組成割合の過去5年の平均値は図16、排出の適正度は表7のとおりです。

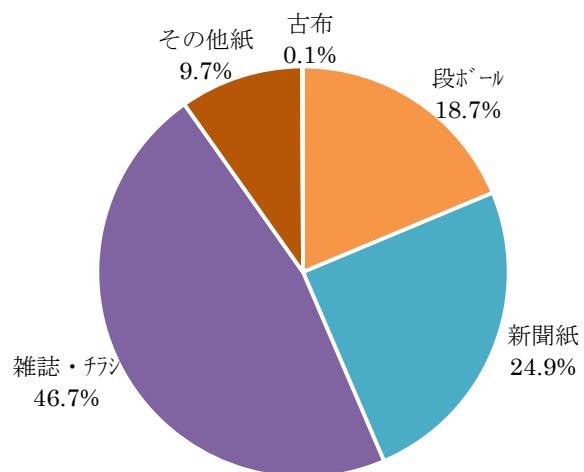
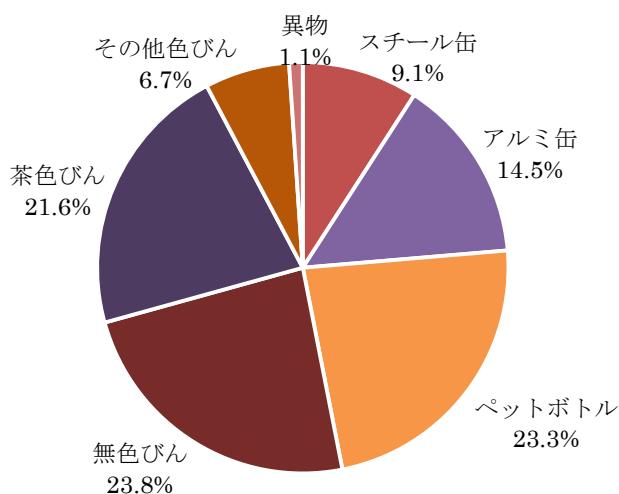


図15：不燃系資源ごみ 重量比（過去5年平均）

図16：可燃系資源ごみ 重量比（過去5年平均）

表6：不燃系資源ごみの排出の適正度（過去5年平均）

	スチール缶	アルミ缶	ペットボトル	無色びん	茶色びん	その他色びん
適正	55.6%	74.7%	51.6%	55.5%	54.0%	62.4%
キャップ・ラベル付	4.8%	4.8%	38.7%	28.9%	44.1%	27.1%
汚れ潰れ	34.7%	20.4%	8.9%	15.4%	1.2%	7.7%
対象外	4.9%	0.0%	0.8%	0.2%	0.7%	2.8%

表7：可燃性資源ごみの排出の適正度（過去5年平均）

	段ボール	新聞紙	雑誌・チラシ	その他紙	古布
適正	94.8%	94.2%	98.9%	93.3%	100.0%
他の区分の紙	3.5%	5.6%	0.4%	1.1%	—
禁忌品・対象外	1.7%	0.2%	0.7%	5.5%	0.0%

10. ごみ処理に係る施策の現状

当市のごみ処理に係る主な施策は、表8のとおりです。

表8：ごみ処理に係る主な施策

項目	内容
排出抑制・再資源化 (市)	1. リサイクルパートナー制度 (S60～) 2. 事業系ごみの適正排出・資源化指導 (S61～) 3. 資源物回収事業補助制度 (H4～) 4. ごみ減量推進員制度 (H5～) 5. ごみ組成調査 6. 家庭ごみの分け方・出し方チラシ・広報はちのへ・HP・マスメディアなどによる啓発活動 7. 資源物の持ち去り行為禁止についての啓発及びパトロールの実施 8. 電動式家庭用生ごみ処理機購入補助事業 (H11～R2) 9. 家庭系ごみの有料化 (H13～) 10. エコツアーの実施 (H16～) 11. 環境学習会等の開催 (H17～) 12. 八戸市環境展、はちのへ環境フェアの開催 (H17～R1) 13. 廃食用油利活用事業 (H18～) 14. 「その他紙」の分別収集開始 (H19～) 15. 事業系紙ごみの搬入規制 (H20～) 16. インクカートリッジ里帰りプロジェクト (H23～) 17. 小型家電リサイクル事業 (H25～) 18. コンポスト容器購入補助事業 (H26～R2) 19. 「ごみ減量キャンペーン」の実施 (H26～) 20. 事業所並びに収集運搬業者への普及啓発の実施 (H26～) 21. 八戸市3010運動推進店認定制度 (H29～)
収集運搬 (市)	22. 集積所収集の促進 23. ごみ集積所への啓発用看板の作成・配布 24. ごみ散乱防止用の網配布 25. 不適正排出・不法投棄の監視・処分 26. ごみ箱設置補助事業 (H25～)
中間処理 (広域組合)	27. 可燃ごみの焼却処理 28. 不燃・粗大ごみの破碎・選別処理 29. 資源物の選別処理 30. ごみ質の成分調査・発熱量測定 31. ごみ処理施設見学 32. リサイクルプラザ再生品提供会事業 33. 事業系ごみの搬入検査 (H15～) 34. 焼却灰の一部溶融スラグ化 (H16～) 35. 焼却灰の一部セメント原料化 (H21～) 36. ごみ処分手数料改定 (H25～) 37. 小型家電ピックアップ回収 (H25～)
最終処分 (市)	38. 八戸市一般廃棄物最終処分場の適正管理

表8の主な施策における実施状況は以下のとおりです。

(1) 排出抑制・再資源化

①リサイクルパートナー制度 ※資源集団回収事業

資源集団回収事業とは、市に登録された町内会、子ども会、学校PTAなど、資源物回収を実施した団体（リサイクルパートナー）に対し、回収物1kg当たり3円の奨励補助金を交付する事業です。

資源集団回収は活動の担い手が不足し、回収量が減少しておりますが、資源価値の確認を伴うリサイクル活動であるため、機会を見て周知を行いつつ、回収量の増加を図るため、平成22年度にペットボトルキヤップ、平成27年度に衣類全般を対象品目に追加するなどの対策を講じています。

②事業系ごみの適正排出・資源化指導

行政処理施設で処理される事業系一般廃棄物の減量・再資源化を促進し、産業廃棄物の混入防止するため、開放検査などにより収集運搬業者や排出事業者への周知・指導を行っています。

また、事業系ごみ処理マニュアルを作成し業者に配付しています。

③資源物回収事業補助制度 ※資源集団回収事業

資源物回収事業者がリサイクルパートナーより資源物を回収した場合、リサイクルパートナーと同様に回収物1kg当たり3円の奨励金を交付しています。

④ごみ減量推進員制度

市民に対するごみの減量化、再利用及び再資源化の推進に関するここと、ごみの適正排出及び不法投棄防止に関することなど地域での周知啓発を職務として、各町内会から推薦された方に、ごみ減量推進員を委嘱しています。

活動として、推進員自ら3R活動を率先していただくほか、集積所への適正排出を促す看板の設置等を行っていただいている。

市では推進員との懇談会を開催し、地域におけるごみ処理の課題について話し合いや、活動のサポートを行っています。

⑤ごみ組成調査

この調査では、ごみの収集・処理方式やごみ処理施設の整備検討など、廃棄物処理施策立案のための基礎的な資料として、市が収集する家庭ごみの組成等を把握しています。

⑥家庭ごみの分け方・出し方チラシ・広報はちのへ・HP・マスメディアなどによる啓発活動

家庭ごみの分け方・出し方チラシは市内全戸に配布しています。内容については、各年度で重点的に周知したい点をまとめて掲載しています。

広報はちのへには年1回程度の特集記事のほか、随時、お知らせ記事等を掲載しています。

ホームページについては、情報の適宜掲載・更新を行っています。

また、地元のマスメディアを利用し、ごみ減量キャンペーン等の告知を行っています。

⑦資源物の持ち去り行為禁止についての啓発及びパトロールの実施

集積所に排出される紙資源等が持ち去られるケースが見られるため、持ち去り行為の禁止について啓発するとともに、常時パトロールを実施し、行為者に対し注意・指導しています。

⑧電動式家庭用生ごみ処理機購入補助事業

電動式生ごみ処理機購入費補助について、平成11年度から事業を開始し生ごみの減量化及び

資源の再利用に対する市民の意識高揚を図つてきましたが、交付実績が年間 10 件程度に留まり、効果が限定的であることから、令和 2 年度で事業を終了しました。

⑨家庭系ごみの有料化

市民がごみ処理に関するコスト意識を持ち、資源物の分別を促進し、家庭におけるごみ排出を抑制すること、また、排出量に応じた公平な費用負担とすることなどを目的として、平成 13 年 6 月から家庭ごみの有料化を実施し、指定ごみ袋の交付時（販売時）にごみ処理手数料を徴収しています。

なお、令和 3 年度作成分の指定ごみ袋から、有料広告を導入するとともに、適正排出を促すため、デザインの見直しを行っております。

⑩エコツアーの実施

八戸リサイクルプラザ等のリサイクル施設を見学先として、身近な分別をテーマとしたリサイクル意識の醸成を図っています。

⑪環境学習会等の開催

小学校での環境学習会や、町内会や各団体の依頼に応じた出前講座等を開催しています。

⑫八戸市環境展、はちのへ環境フェアの開催

平成 30 年まで環境展、令和元年ははちのへ環境フェアを開催、環境啓発に関するブースを設置し、ごみ減量やリサイクル活動の普及啓発を行いました。

⑬廃食用油利活用事業

家庭から可燃ごみとして排出される廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料を製造し、軽油の代替燃料としています。

【回収量】

平成 30 年度 34.8 t

令和元年度 35.9 t

令和 2 年度 36.5 t

⑭「その他紙」の分別収集開始

新聞紙、段ボール、雑誌、チラシ以外の紙製容器包装や名刺サイズ以上の紙※を「その他紙」として分別収集しています。

※防水加工された紙など、収集できないものもあります。

⑮事業系紙ごみの搬入規制

平成 20 年 4 月から、事業所が排出する「資源となる紙」について、八戸清掃工場への搬入規制及び古紙取扱事業者への誘導を実施し、焼却量の削減及び再資源化の促進を図っています。

⑯インクカートリッジ里帰りプロジェクト

インクジェットプリンタメーカー 4 社で参画している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と協定を締結、八戸市庁と南郷事務所に回収ボックスを設置し、使用済みインクカートリッジのリサイクル活動に参加しています。

⑰小型家電回収ボックス設置

平成 25 年 11 月から、市内 13 箇所に小型家電回収ボックスを設置、平成 29 年からは 33 箇所に増設し、資源回収の拠点としています。

【回収量】

平成 30 年度 14.8 t

令和元年度 17.8 t

⑯コンポスト容器購入費補助事業

生ごみや草、落葉等について家庭での自家処理を進め、ごみの減量化を図るため、コンポスト容器1基につき、購入金額の2分の1、上限3,000円の補助金を交付する事業を実施しました。

平成30年度は19件、令和元年度は27件、令和2年度は17件の交付実績に留まり、効果が限定的であることから、令和2年度で事業を終了しました。

⑰「ごみ減量キャンペーン」の実施

平成26年度より、10月の3R推進月間を「ごみ減量キャンペーン」期間として集中的な啓発を実施しています。休日や夜間等も含めて不特定多数が行き交う民間店舗でのチラシ（兼「その他紙」入れ袋）の配布や、各家庭で実践いただきたい詳細な取組を説明するための「家庭ごみの減量講座」を公民館等で開催しています。

また、令和3年度は「8エコ大作戦」と銘打ち、市民からごみの減量につながるアイデアを募集しております。集まったアイデアを市民に広く周知するため、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等も利用するなど、比較的若い年齢層への浸透を図っています。

【家庭ごみの減量講座】

平成30年度 15日間（15回）開催 延べ202名参加

令和元年度 14日間（14回）開催 延べ211名参加

2年度 13日間（13回）開催 延べ210名参加

⑱事業所並びに収集運搬業者への普及啓発の実施

紙資源の分別徹底及び一般廃棄物への産業廃棄物混入防止に向け、排出事業者や、収集運搬業者へのチラシの配布などの啓発を実施しています。

⑲八戸市3010運動推進店認定制度

まだ食べられるのに捨てられている食品ロスの削減に向け、平成29年4月より市内ホテル業事業者などとともに3010運動を推進することとし、同年8月より推進認定店制度を開始しました。推進認定店に登録した事業者にはポスター及びチラシ、利用者向け景品を無料配布しています。

【登録事業者数】

22事業者（令和3年8月末現在）

(2) 収集運搬

⑳集積所収集の促進

収集作業の効率化のため集積所における収集及び集積所の集約化を進めています。しかし最近は、アパートや集合住宅における専用の集積所設置や、世帯数の増加もあり、集積所の数は増加しています。

㉑ごみ集積所への啓発用看板の作成・配布

適正排出やリサイクルを促す内容の集積所設置用看板を、希望があった場合に、随時、作成・配布し、地域への啓発を行っています。

㉒ごみ散乱防止用の網配布

ごみ収集日におけるカラスによるごみの散乱を防ぐため、希望する方に散乱防止用の網の配

布を行っています。

㉕不適正排出・不法投棄の監視・処分

立て看板の設置等で市民への周知徹底を図るとともに、毎年、関係機関の協力のもと「不法投棄防止合同パトロール」を実施し、さらに監視カメラの設置等を行うことで不法投棄防止対策を講じています。

㉖ごみ箱設置補助事業

平成 25 年度よりカラス被害等を軽減し環境美化の推進を図るため、ごみ集積所の設置及び管理をする町内会等に対し、ごみ箱設置補助事業を実施し、地域における集積所管理のサポートを行っています。

なお、令和 2 年度は新型コロナウィルス感染症対策として国の緊急補助金を活用したため、例年より件数が多くなっています。

【交付実績】

平成 30 年度 70 件 178 基

令和元年度 69 件 173 基

令和 2 年度 153 件 376 基（うち、新型コロナウィルス感染症対策分 76 件 202 基）

(3) 中間処理

㉗可燃ごみの焼却処理

可燃ごみは、八戸清掃工場において焼却後、磁性物を回収。焼却灰は最終処分場で埋立処分を行っています。

焼却灰の一部は民間事業者に委託してセメント原料化または溶融スラグ化により再資源化しています。

八戸清掃工場第一工場は供用開始から 25 年、第二工場は 40 年を過ぎており、ともに各種設備・機器の経年劣化が進行しているものの、安定した焼却処理が継続されています。しかし、第一工場は令和 6 年度を目標として平成 23~24 年度に基幹的設備改良工事を実施、第二工場は平成 23 年度に示された 10 年程度の延命方針（令和 3 年度まで）に基づいて整備を行っています。

また、第二工場は、ごみの発熱量が設計基準より高く、定格能力の約 7 割の処理能力での運転に留まっていますが、第一工場では処理できない布団や草木を処理していることから、安定した焼却処理のためには第一工場と第二工場どちらも不可欠な施設であります。よって、今後も長期的に運転を継続していくためには大規模な主要設備の更新を検討する必要があります。

㉘不燃・粗大ごみの破碎・選別処理

八戸リサイクルプラザにおいて破碎後、鉄、アルミを回収し、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は市最終処分場で埋立処分を行っています。

八戸リサイクルプラザは供用開始から 20 年を過ぎてますが、搬入量に対して十分な処理能力を維持し、安定した処理が出来ている状況にあります。

しかし、主要設備の経年劣化が認められ、可燃残渣への不燃物混入、不燃残渣への可燃物混入といった事象も見られ、他施設への負荷増大や再資源化の阻害といった問題につながっています。

㉙資源物の選別処理

缶・びん・ペットボトルについては八戸リサイクルプラザにおいて種類ごとに選別し、鉄、アルミは再生資源引取業者に売却しています。びん及びペットボトルは原則として日本容器包装リサイクル協会等に再商品化を委託し、残渣は市最終処分場で埋立処分又は清掃工場で焼却処分を行っています。また、紙類については、八戸リサイクルプラザにおいて圧縮・梱包後、再生資源引取業者に売却しています。

いずれも搬入量に対して十分な処理能力を維持し、安定した処理が出来ている状況ですが、びん類については、回収時や選別時に割れてしまうものが多く見受けられ、色別に正しく分別されず、資源価値の低下や埋立量の増加等につながっています。

⑩ごみ質の成分調査・発熱量等測定

八戸清掃工場では環境省通知に基づき実施しています。実施の内容は以下のとおりです。

ばい煙測定	年6回
ごみ質分析（発熱量測定）	年4回
焼却残渣等分析	年9回
水質分析	年4回

⑪ごみ処理施設見学

各公民館や町内会等に対して見学会を案内しています。

⑫リサイクルプラザ再生品提供会事業

八戸リサイクルプラザでは、住民から状態の良い家具を引き取り、希望する住民に提供する「再生品提供会」を実施しています。

⑬事業系ごみの搬入検査

事業系紙ごみ搬入規制の実効性確保及び産業廃棄物等の不適正搬入防止のため、事業系ごみの開放検査を年数回実施しています。

⑭焼却灰の一部溶融スラグ化

八戸清掃工場において、焼却灰の一部は民間事業者に委託して溶融スラグ化により再資源化しています。

⑮焼却灰の一部セメント原料化

八戸清掃工場において、焼却灰の一部は民間事業者に委託してセメント原料化により再資源化しています。

⑯小型家電ピックアップ

平成25年度の環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」を経て、八戸リサイクルプラザでの不燃物中からの手選別による回収（ピックアップ回収）を実施しています。

⑰ごみ処理方針検討委員会の設置・開催

八戸市のごみ処理は、計画、啓発、収集、中間処理、最終処分の各部門が複数にまたがっており、一方で密接に関連していることから、各部門の所属長を構成員として設置し、課題の情報共有と今後のごみ処理方針を検討しています。

解説

「溶融スラグ」

ごみの焼却灰等を1200℃以上の高温で溶融して生成されるガラス状の固化物のことをいい、土木・建設資材として有効利用されています。高温で溶融するため、ダイオキシンなどの有機化合物は分解・無害化し、水銀等の沸点の低い金属は蒸発揮散し、また鉛等の重金属は封じ込められ、溶けださないようになっています。

(4) 最終処分

③八戸市一般廃棄物最終処分場の適正管理

平成 25 年竣工の八戸市一般廃棄物最終処分場は、供用開始から 9 年を経過し、埋立残余年数は 12~14 年間となっています。また、天狗沢最終処分場については平成 28 年 3 月末で埋立を停止し、閉鎖に向けて調査を継続しております。

各施設からの放流水等について、毎年検査を実施しており、水質は法定基準項目について排水基準を満たすよう適正管理を行っていきます。

11. 前計画期間におけるごみ処理の評価

(1) 目標値と実績値の比較

前計画では令和 3 年度を中間年度として数値目標を定めていましたが、今回の計画改定にあたり、前計画の年度推計の令和 2 年度分と実績値を比較し、検証を行いました。

表 9：前計画期間における数値目標

項目	令和 2 年度 (実績値)	令和 2 年度 (推計目標値)	令和 3 年度 (中間年度)	令和 8 年度 (目標年度)
ア：排出抑制：1 人 1 日あたりのごみ排出量（原単位）				
	974g/人・日	939g/人・日	930g/人・日以下	900g/人・日以下
家庭系	654g/人・日	627g/人・日	623g/人・日	610g/人・日以下
事業系	320g/人・日	312g/人・日	307g/人・日	290g/人・日以下
イ：再資源化：リサイクル率				
	12.7%	16.4%	17%達成	20%達成
ウ：最終処分：1 人 1 日あたりの最終処分量				
	107g/人・日	100g/人・日	100g/人・日以下	90g/人・日以下

ア：排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
合 計	974g/人・日	939g/人・日	
家庭系	654g/人・日	627g/人・日	
事業系	320g/人・日	312g/人・日	

1人1日あたりのごみ排出量は、令和2年度の実績値が家庭系と事業系を合わせて974g/人・日で、推計目標値より35g/人・日多くなりました。内訳を見ると、家庭系では27g/人・日、事業系では8g/人・日、実績値が推計目標値を上回っています。

図17に家庭系と事業系それぞれの1人1日あたりのごみ排出量の推移を示しております。事業系ごみは微減傾向ですが、家庭系ごみは平成30年度から上昇に転じ、目標値との乖離が進んでおります。

搬入区分別に分析すると、家庭系ごみでは、ごみ集積所から収集されるごみは減少傾向にありますが、廃棄物処理場へ直接搬入されているごみが増加傾向にあります。このことは、引越しや家財処分等により排出されたごみが増加していることを示しております。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、家に籠って片付けをした家庭が多くなり、家庭ごみの増加傾向が進んだものと考えられます。

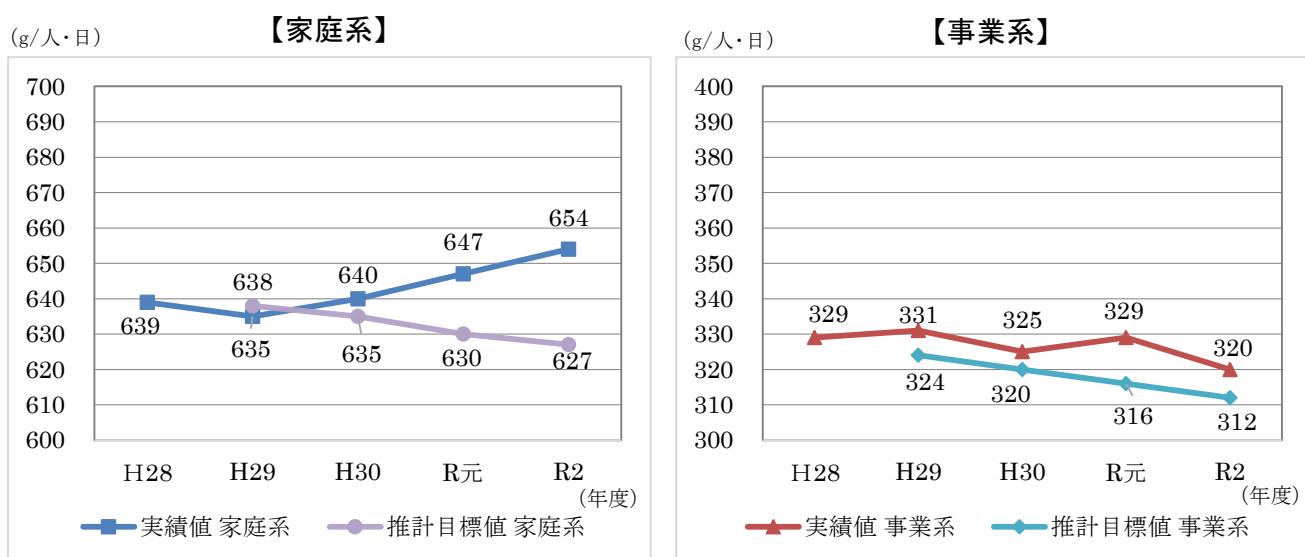


図 17：1人1日あたりのごみ排出量の推移

イ：再資源化：リサイクル率

【実績値】	【推計目標値】	<u>未達成</u>
12.7%	16.4%	

図18に示した通り、リサイクル率は、実績値が12.7%となり、推計値に3.7ポイント足りませんでした。

達成できなかった要因として、スーパーマーケットにおける紙資源の店頭回収などの民間主導による再資源化が活発に行われ、集積所への排出が減っていることが考えられます。

こうした民間事業者による回収が増加している影響からか、全国的にも行政関与分のリサイクル率は減少傾向にあります。

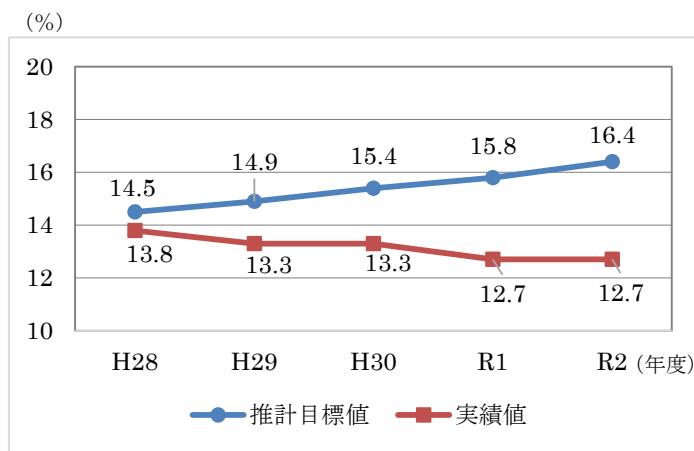


図18：リサイクル率の推移

ウ：最終処分：1人1日あたりの最終処分量

【実績値】	【推計目標値】	<u>未達成</u>
107g/人・日	100g/人・日	

1人1日あたりの最終処分量は、107g/人・日で、推計値より7g/人・日下回りました。

図19に示した通り、全体としては横ばい傾向ですが、清掃工場の焼却灰は減少し、リサイクルプラザで発生する不燃残渣は増加する傾向にあります。

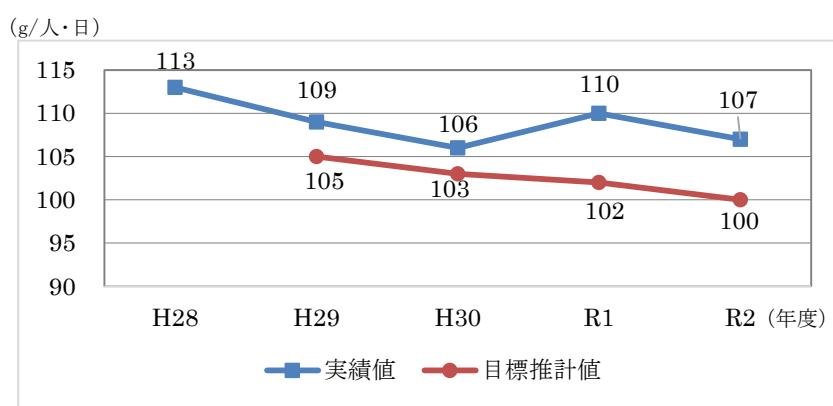


図19：1人1日あたりの最終処分量の推移

第3節 課題の抽出

現状、数値目標及び施策の検証から、当市における課題を抽出しました。

1. 排出抑制

家庭系ごみについては、1人1日あたりのごみ排出量が目標を大きく下回り、近年は増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症という特殊事情がありますが、可燃ごみで大きな割合を占める「生ごみ」等の一層の減量が求められるところであり、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる資源ごみの分別徹底等が必要となります。

事業系ごみについては、1人1日あたりのごみ排出量が目標を上回っており、今後も、減量に向けた施策を強く推進していく必要があります。前計画では、事業系の生ごみについて民間の堆肥化施設への誘導を進めるとしておりましたが、市内の堆肥化施設が事業を中止したため、これに代わる新たなごみ減量対策を求められています。

2. 収集・運搬

収集運搬については、集積所収集への集約を進めていますが、近年、アパート等の増加により、町内会に加入していない貸家等の住民と町内会に加入している世帯との間で、ごみ集積所の管理をめぐり、費用負担等の問題に関する相談が多く寄せられています。このような問題の解決策として、貸家専用の集積所を設ける例が多くなるなど、集積所は増加傾向にあるため、収集体制の効率化と相反する状況となっています。

また、集積所の管理は、町内会等利用する住民に委ねてますが、高齢化の進展により、地域住民のみで維持することができなくなることが懸念されます。

全ての住民が円滑にごみを排出できるよう配慮しながら、確実な収集体制を築いていくことが求められます。

3. 中間処理

焼却施設の平均供用年数は30.5年ですが、八戸清掃工場第一工場は間もなく竣工から30年を迎えます。第二工場は新耐震基準適用前の建築物のため耐震診断を実施しておらず、竣工から40年を迎え、老朽化が進んでいます。また、第二工場では、ごみの発熱量が設計段階と比べて高くなつたことにより、処理能力が定格の7割にとどまっています。

なお、第二工場では第一工場で処理できない大きなごみを焼却していることから、第二工場が停止した場合、この処理ができなくなります。

ごみ処理施設の整備期間は、整備の決定から一般的に10年から15年を要するため、これらの施設整備の方針検討は喫緊の課題となっています。

安定したごみ処理を継続するため、新たな分別品目の追加や民間処理施設の活用等も視野に入れながら、処理工程やコスト面などを勘案し、設備更新等による安定した中間処理体制の構築を検討しなければなりません。

4. 最終処分

八戸市一般廃棄物最終処分場は、埋立残余年数が12～14年間であり、安定した処理を続けていますが、財政負担平準化の観点から、最終処分場の埋立完了時期が中間処理施設の更新時期と重なることがないよう検討が必要です。

最終処分については、処分場の埋立量の減量化、リサイクル率の向上及び延命化のため、焼却残渣などの資源化や民間処理施設の活用可能性の検討も必要です。

5. ごみ処理経費

八戸市では、資源物の分別排出の促進、ごみの排出抑制を目的に、家庭ごみの有料収集を行っています。

しかしながら、ごみの処理には多額の費用を要することから更なる収入増加策について検討しながら、経費削減に向けての収集体制の効率化や、ごみ処理施設の適正な管理・運営に努める必要があります。

6. 目標値とすべき指標の考え方

環境省が全国から集計しているごみ総排出量の定義は、「計画収集量」（自治体が収集するごみの量）と「直接搬入量」（処理施設に直接搬入されたごみの量）と「集団回収量」（リサイクルパートナーが回収した資源物の量）の合計です。この中には、資源物や廃食用油など、市民やリサイクルパートナーが可燃ごみや不燃ごみとは分別し、資源として回収されたものが含まれています。

前計画の目標値の指標の一つである「1人1日あたりのごみ排出量」は、これらの資源を含んだごみの総排出量を人口と日数で割ることで算出されたものです。つまり、ごみ排出量を削減しようと資源を分別している市民の努力が反映されていないと言えます。

また、事業系ごみについても「1人1日あたりのごみ排出量」として、事業系ごみ排出量を人口と日数で割った数値を用いていますが、事業系のごみは人口の増減とは相関関係がなく、当市のように産業が集積している都市においては、事業系ごみの総量が多くなるため、人口で割った1人あたりの数値は、当然大きくなります。この数値を目標とすることが適當と言えるかどうか疑問であると考えられます。

さらに、「リサイクル率」については、行政による回収分のみを捉えた数値であり、近年増加している民間事業者による店頭回収活動を反映した指標になっていません。

これらの数値は、国や県で集計し比較のために必要なものではありますが、本計画においては、市民や事業所が分別した努力の成果が見える形で指標を定め、目標とすることが必要です。

このような理由から、排出抑制及び再資源化に係る目標値の指標について見直しを行い、次節にて新たな指標を示します。

第4節 基本方針及び目標

1. 基本方針

我が国では、ごみの減量化及び循環型社会の形成のため、これまで各個別リサイクル法を整備し、3Rの推進、国民の意識の向上等を図ってきました。

青森県においても、地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進しています。

当市においても各種施策を推進していく中で、平成30年度には市民1人1日あたりのごみ排出量が965gまで減量されるなど一定の成果を挙げてきましたが、全国平均には及ばず、近年は横ばいで推移しております。このほか、リサイクル率についても低下傾向にあります。

一方で、中間処理施設の老朽化が進み、最終処分場の埋立完了時期が迫る中、安定したごみ処理システムの構築が喫緊の課題となっています。

また、近年、まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」が日本国民1人1日あたり茶碗約1杯分(約130g)発生していることから、国では、令和元年に食品ロスの削減の推進に関する法律を制定し、市町村において「食品ロス削減推進計画」の策定に努めるよう定めています。県の調査からも、当市において相当程度の「食品ロス」が発生していることが伺われ、今後重点的に取り組むべき課題と言えます。

以上のことから、持続可能な循環型社会の実現に向けて、基本方針を次のとおり定めます。

- ・ ごみの減量化及び3Rの推進(食品ロスの削減を含む。)
- ・ 安定したごみ処理システムの構築

ごみの減量化等の実現には、市民及び事業者との連携や普及啓発活動が欠かせないことから、第6節において、安定したごみ処理システムの構築も併せて施策を体系化し、整理します。

また、「食品ロス」対策についても、第6節に施策として記述するとともに、第7節に食品ロス削減推進計画として、基本的な方向と各主体の具体的な取組を示します。

2. 計画の数値目標

一般廃棄物については、まずは排出抑制を最優先に検討しながらも、次いで再利用・再生利用・熱回収の順に循環的利用を行い、循環的利用が行われないものについては適正な処分をすることが必要です。

計画改定にあたり、国・県などの目標を参考とし、前節で抽出された課題に対応するため、ごみ排出量とリサイクル率について、当市の現状に即して新たな指標を数値目標とし、排出抑制・再資源化・最終処分の3項目について、次項表10のとおり定めます。

(1) 排出抑制

家庭系ごみは、市民が分別した努力がごみの減量に反映されるよう、資源物を除いた値を指標とします。また、事業系ごみは、人口で割った1人あたりの数値ではなく、年間のごみ排出量総量の減量を目指します。いずれも行政回収分とします。

(2) 再資源化

前計画と同じくリサイクル率を指標としますが、近年増加している民間事業者による回

収分が反映されるよう、行政回収分と民間回収分を合わせた値を目標とします。ただし、現在把握している民間回収分は、市の許可業者が回収した分のみであり、その他の業者による回収分が含まれませんので、把握する方法については、今後調査研究に努めます。

(3) 最終処分

最終処分量については、前計画に引き続き、1人1日あたりの量を目標とします。

なお、前計画で用いていた指標である、1人1日あたりのごみ排出量や行政回収分のリサイクル率については、参考指標として掲載します。

表 10：数値目標

項目	令和2年度 (現状)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (目標年度)
(1) 排出抑制			
①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	562g/人・日	544g/人・日以下	537g/人・日以下
②年間事業系ごみ排出量	26,458t	22,126t (16.4%減)	18,311t (30.8%減)
(2) 再資源化			
③リサイクル率 (行政回収分+民間回収分)	30.8%	33.9%達成	37.7%達成
(3) 最終処分			
④1人1日あたりの最終処分量	107g/人・日	104g/人・日以下	101g/人・日以下

＜参考＞ 国・県との比較（令和元年度実績） 単位：g/人・日

項目	八戸市	青森県	全 国
1人1日あたりのごみ排出量	976	1,003	918
家庭系	647	682	638
事業系	329	321	280

＜関連目標＞ 食品ロスの削減の推進に関する目標

目標（令和12年度）	基準値（令和元年度）
市内的一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合を令和元年度比の <u>50%</u> とする。	18.6%
食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合を <u>80%</u> とする。	—

3. ごみ排出量の見通し

ごみ排出量の見通しは表 11 のとおりです。

表 11：ごみ排出量の見通し

項目	実績				※予測		見込／目標	
	H29	H30	R1	R2	R8	R13	R8	R13
(1) 管理（目標）数量の見通し								
ごみ排出量原単位 (単位:g/人・日)	966 a+b+c	965 a+b+c	976 a+b+c	974 a+b+c	562 a	562 a	544 a	537 a
家庭系ごみ（資源物を除く）(a)	536	543	555	562	562	562	544	537
家庭系資源物 (b)	99	97	92	92	92	92	98	102
事業系ごみ (c)	331	325	329	320	320	320	281	242
事業系ごみ排出量 (年間) (単位:t)	28,111	27,309	27,466	26,458	25,181	24,240	22,126	18,311
リサイクル率（行政回収分+民間回収分）(単位:%)	28.7	28.8	29.0	30.8	30.8	30.8	33.9	37.7
1人1日あたりの最終処分量 (単位:g/人・日)	109	106	110	107	107	107	104	101
(2) ごみ排出量等の見通し								(単位:t/年)
ごみ総排出量 (行政回収分+直接搬入量+集団回収量)	82,067	81,101	81,503	80,427	76,643	73,781	72,653	66,701
家庭系ごみ排出量	53,955	53,792	54,037	53,969	51,462	49,541	50,527	48,390
資源物排出量	8,401	8,127	7,680	7,602	7,232	6,961	7,688	7,719
事業系ごみ排出量 (再掲)	28,112	27,309	27,466	26,458	25,181	24,240	22,126	18,311
ごみ総排出量 +民間主導分	100,839	100,051	101,048	101,450	96,709	93,098	95,755	92,345
再資源化量	28,934	28,830	29,346	31,235	29,786	28,674	32,487	34,825
最終処分総量	9,257	8,894	9,223	8,820	8,420	8,105	8,184	7,657
(3) 人口 (R8・R13は予測人口)	232,680	230,365	228,240	226,127	215,587	206,969	215,587	206,969

※ 管理（目標）数量のうち、ごみ排出量原単位については、改定後（令和4年3月）から「1人1日あたりごみ排出量」から「1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源物を除く）」に変更になるため、また、事業系ごみについては、1人1日あたり排出量から年間総量に変更になるため、指標と関係のない項目を塗りつぶしました。

※ 1人1日あたりのごみ排出量が令和2年度実績から変わらないものとして、排出量を推計します。

※ リサイクル率は令和2年度実績から変わらないものと仮定し、総量から再資源化量を推計します。

※ 最終処分量が令和2年度実績から変わらないものとして、最終処分量を推計します。

解説

「資源物」とは

家庭系ごみから除く資源物には、集積所に排出される缶・びん・ペットボトルや紙類などのほか、協力店で集める廃食用油及び有害ごみ並びに集団資源回収事業で回収される紙類などの資源物が含まれます。

4. 国、青森県のごみ処理にかかる計画・方針の目標

(1) 国の目標

①第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月閣議決定）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定め、一般廃棄物の減量化の目標指数を表 12 のとおりとしています。

表 12：第四次循環型社会形成推進基本計画中の目標指標

項目	数値目標 (令和 7 年度)	基準値 (平成 29 年度)
1 人 1 日あたりのごみ排出量	約 850 g / 人・日 (8.1% 減)	925 g / 人・日
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ 排出量	約 440 g / 人・日 (13.2% 減)	507 g / 人・日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン (15.4% 減)	1,301 万トン

②廃棄物処理基本方針（平成 13 年 5 月策定、平成 28 年 1 月改定）

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針を定め、一般廃棄物の減量化の目標値を表 13 のとおりとしています。

表 13：一般廃棄物の減量化の目標量（令和 2 年度）

排出量	約 12% 削減（平成 24 年度比）
再生利用率量	約 21%（平成 24 年度）から 約 27% に増加させる
最終処分量	約 14% 削減（平成 24 年度比）
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	500 グラム

(2) 青森県の目標（令和3年3月策定）

①第4次青森県循環型社会形成推進計画

廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため策定し、一般廃棄物の削減量等を表14のとおり設定しています。

なお、リサイクル率について、前計画では行政回収量から算出される各年度の国実態調査の数値を指標としてきましたが、大型小売店舗の店頭等での民間事業者による資源回収量も含めて算出したリサイクル率を、新たに目標値として設定しています。

表 14：第4次青森県循環型社会形成推進計画の目標数値

項目	基準年度の数値 (平成30年度)	目標数値 (令和7年度)
1人1日あたりのごみ排出量	1,002 g /人・日	940 g /人・日
生活系ごみ	680 g /人・日	640 g /人・日
事業系ごみ	322 g /人・日	300 g /人・日
排出量	473,715 t	397,000 t (約 16.2% 削減)
リサイクル率（全体）	29.6%	34.0%
1人1日あたりの資源化量	359 g /人・日	401 g /人・日
再資源化量	169,885 t	170,000 t
リサイクル率（行政回収のみ）	14.5%	17.0%
1人1日あたりの資源化量	145 g /人・日	160 g /人・日
再資源化量	68,581 t	68,000 t
1人1日あたりの最終処分量	114 g /人・日	85 g /人・日
最終処分量	53,721 t	36,000 t (約 33.0% 削減)

第5節 ごみ処理の実施に関する基本事項

1. 収集・運搬に関する事項

当市における一般廃棄物の収集運搬の実施主体と収集回数及び収集方法は表15のとおりです。

(1) 市による分別収集

市が収集する一般廃棄物は、一般家庭において分別し排出されるごみ（ただし、家電四品目、パソコン（小型家電として回収されないもの）、適正処理困難物、埋立ごみを除く。）及び資源物並びに動物死体としています。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、当該事業者が自ら又は収集運搬業者に依頼し、処理施設並びに古紙取扱業者等に搬入するものとしています。

表 15：収集運搬の実施主体、収集回数及び収集方法

種類	実施主体	収集回数	収集方法
家庭資源物	燃やせるごみ	市(直営・委託)	週2回 ステーション方式 指定ごみ袋
	燃やせないごみ	市(委託)	月1回
	粗大ごみ	市(委託)	随時 電話予約制戸別収集 粗大ごみ処理券
	缶・びん・ペットボトル	市(直営・委託)	毎週水曜日 ステーション方式 (半)透明袋
	新聞紙	市(委託)	第1・3水曜日 ステーション方式 紐縛り
	段ボール	市(委託)	
	雑誌・チラシ	市(委託)	第2・4水曜日 ステーション方式 (半)透明袋
	その他紙	市(委託)	
	古布	市(委託)	
	使用済小型家電	市(直営)	月2回程度 拠点回収
事業系	廃食用油	市(委託)	週3回程度 拠点回収
	有害ごみ	市(委託)	月1回 又は随時 拠点回収
	燃やせるごみ 燃やせないごみ・粗大ごみ	排出者または 収集運搬業者	随時 自己運搬または収集運搬業者に依頼
民間主導で処理される資源物等		排出者または 収集運搬業者	随時 自己運搬または収集運搬業者に依頼
犬・猫等の動物死体		市(委託)	随時 電話受付制随時収集または自己運搬

2. 中間処理に関する事項

(1) 燃やせるごみ

家庭系・事業系の燃やせるごみについては、広域組合八戸清掃工場において焼却し、磁性物を回収します。回収した磁性物は民間事業者に売却します。なお、焼却残渣の一部は民間事業者に再資源化を委託します。

(2) 燃やせないごみ・粗大ごみ（埋立ごみを除く。）

家庭系・事業系の燃やせないごみ及び粗大ごみ（埋立ごみを除く。）については、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別・破碎し、金属を回収後、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却します。また、家庭系の燃やせないごみから、事前に使用済小型家電を回収し、拠点回収したものと合わせ、認定事業者に引渡します。

(3) 家庭系資源物

缶・びん・ペットボトル、新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ、古布、その他紙については、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包を行います。

容器包装廃棄物は分別収集計画に基づき指定法人へ引渡します。

その他の回収された資源物は、民間事業者へ売却します。

使用済小型家電については、広域組合の八戸リサイクルプラザで保管後、認定事業者に引渡します。

廃食用油については、BDF（バイオディーゼル燃料）製造を目的として、民間事業者へ売却することにより、再資源化します。

有害ごみについては、広域組合の八戸リサイクルプラザで選別、破碎後、市外精錬事業者に再資源化を委託します。

(4) 処分業者により処理される資源物

事業系の厨芥類、木くず、プラスチック類の一部及び高含水率汚泥は、処分業者処理施設で、堆肥化、破碎、圧縮または焼却・焼成します。

解 説

「BDF（バイオディーゼル燃料）」

植物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料で、トラック・重機・発電機・ボイラーなどで軽油の代わりに燃料として使用することができます。

3. 最終処分に関する事項

最終処分については、八戸市一般廃棄物最終処分場において行います。

最終処分場において処分されるものは、燃やせるごみの焼却残渣、燃やせないごみ及び粗大ごみ(埋立ごみを除く。)の不燃残渣、市最終処分場に自らまたは収集運搬業者に依頼し運搬される埋立ごみなどが主なものです。

八戸市一般廃棄物最終処分場

所在 地	八戸市大字櫛引字湯ノ沢 2-6	
埋立面積	15,400 平方メートル	
埋立容量	214,000 立方メートル	
形 式	埋 立 準好気性サンドイッチ 浸出液 凝集沈殿+下水道放流	



第6節 施策の展開

1. 市・市民・事業者の役割

循環型社会の形成のためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割の下で、積極的に施策を開いていくことが重要です。

(1) 市の役割

市の主な役割は、一般廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する計画を策定し、ごみの排出抑制・再使用・再生利用（3R）に関する、啓発・指導・情報提供、環境教育等を市民・事業者と連携して実行することです。

また自らも事業者の一員として、事業者の役割を率先して実行していきます。

【具体的な活動】

- ・ ごみ処理計画を策定し、計画的な取組を推進します。
- ・ ごみ処理システムを適切に運営・管理し、安定化のための再構築を検討します。
- ・ 広報活動や環境学習会等を行い、3Rを普及啓発します。
- ・ ごみの排出、処理状況や費用等について住民に周知し、ごみの排出抑制や分別の徹底等を促進します。
- ・ 不適正排出者への指導を行います。

(2) 市民の役割

市民の主な役割は、ごみの排出を少なくするようなライフスタイルを目指し、ごみの減量や資源となるごみの分別、リサイクルなどの取組に努めることです。

【具体的な活動】

- ・ 生ごみの減量に向けて「食材は使いきる」「料理は食べきる」「生ごみは水をくる」の3つの「きる」を実践します。
- ・ 食べ残しや期限切れ食品の廃棄などの食品ロスを減らします。
- ・ 生ごみはできるだけ、堆肥化などの自家処理を行います。
- ・ 刈り取った草などをごみとして出す際は乾燥させます。
- ・ 店頭では余計な割り箸やおしづりを受け取らないようにします。
- ・ 必要なものを必要な個数だけ購入します。
- ・ 買い物にはマイバッグを持参します。
- ・ 詰め替え可能な商品を購入します。
- ・ 不要なチラシなどは受け取らないようにします。
- ・ 短期間使用するものはレンタルやリースを利用します。
- ・ リサイクルショップ、フリーマーケットなどの有効活用に努めます。
- ・ 子ども会、町内会、PTAなどによる資源回収等へ参加します。
- ・ スーパー等の店頭回収を利用します。
- ・ 資源となるものは適正に分別し、資源ごみの日に排出します。

(3) 事業者の役割

事業者の主な役割は、事業活動により発生するごみ排出の減量に努め、並びに資源物の分別及び再資源化に努め、また、市民にとってごみの減量やリサイクルにつながる取組を推進することです。

【具体的な活動】

- ・ 一般廃棄物処分業許可業者を利用しリサイクル処理を行います。
- ・ 製造・加工などでごみの発生を減らすよう、生産工程を工夫します。
- ・ 過剰包装を控え、簡易包装に努めます。
- ・ 販売店において環境配慮型商品の取扱いを推進します。
- ・ ペーパーレス化、古紙回収などの紙ごみの減量・分別に努めます。
- ・ 食べ残し等、食品ロスの削減に取り組みます。
- ・ 資源物の店頭回収に取り組みます。

2. 施策の体系

本計画では、施策の基本的な方向性として「安定したごみ処理システムの構築」を掲げ、これに対応する形で図 20 のとおり市・市民・事業者がそれぞれの役割を円滑に進めるための当市の施策を、市民との連携、事業者との連携、処理システムの充実の3分野で整理し、目標達成に向け総合的に取り組んでいきます。

目標	安定したごみ処理システムの構築		
分野	(1) 市民との連携	(2) 事業者との連携	(3) 処理システムの充実
重点 施策	<ul style="list-style-type: none">①広報活動の充実②環境教育の充実③家庭の生ごみ減量の推進④資源集団回収事業の充実⑤地域コミュニティとの連携⑥指定ごみ袋の見直し	<ul style="list-style-type: none">①事業者へのごみ減量・分別の指導啓発②事業者の実態把握③店頭回収等の協力要請④民間再資源化施設への誘導⑤搬入規制の徹底⑥指定ごみ袋の見直し⑦市施設のごみ減量、分別の徹底⑧処理手数料の改定	<ul style="list-style-type: none">①収集運搬体制の効率化②新たな分別収集品目の検討③中間処理施設の適正管理④最終処分施設の適正管理⑤ごみ処理広域化に関する検討
数値 目標	<ul style="list-style-type: none">①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）②事業系ごみ排出量（年間）③リサイクル率（行政回収分+民間回収分）④1人1日あたりの最終処分量	<ul style="list-style-type: none">⇒ 537g/人・日以下⇒ 18,311t(30.8%減)⇒ 37.7%達成⇒ 101g/人・日以下	

図 20：施策の体系

各分野の重点施策における主な取組は以下のとおりです。

なお、**拡充**は前計画から内容を強化する施策であり、**新規**は本計画において新たに実施する施策です。その他は、前計画から引き続き実施する施策となります。

(1) 市民との連携

①広報活動の充実

ごみの発生や排出を抑制し、さらに資源を循環させる3Rの意義と必要性を理解してもらい、自主的な取組を促すため、広報活動を行い、3Rに関する情報を提供していきます。

《主な取組》

a. 広報はちのへ及びホームページ等へのごみ減量・リサイクル情報の掲載

広報はちのへやホームページを利用し、特集記事やお知らせ記事等を掲載し、ごみ減量・リサイクル等の情報を提供します。また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や動画配信サービス等を活用し、より多くの市民が情報に触れることができるよう努めます。

また、地元のマスメディアを介してイベント等を告知し、ごみ減量の普及啓発に努めます。

b. ごみの分別チラシの全戸配布

ごみの分け方・出し方チラシの全戸配布、また、市外からの転入者及び市内間の転居者に対して、八戸市のごみの出し方を要約したチラシを配布し、ごみの適正排出と再資源化を図ります。

c. ごみ減量キャンペーンによる啓発の実施

経済産業省等が定めた「3R推進月間」である10月を「ごみ減量キャンペーン」と銘打ち、啓発パネルの展示、リーフレットや啓発物品等の配布、ポスターの掲示、民間店舗等と連携して周知するなど、集中的な啓発を行います。

その他、焦点を絞ったテーマを設定し、外部講師等によるごみ減量講座やイベント等を開催し、市民が共に考え、積極的に実践したくなるごみの減量アイデア普及に努めます。

②環境教育の充実

ごみ処理を含めた環境全般について、子供から大人までの多くの市民に関心をもってもらうために、多様な手法による催しを行い環境教育の充実に努めます。

《主な取組》

a. 小学校での環境学習会

小学校での環境学習会を実施します。

b. 公民館や町内会等でのごみ減量講座

公民館や町内会等からの依頼に応じたごみ減量講座を実施します。

c. 八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザ等の見学会

町内会等による八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザ等の見学会の実施をサポートします。

d. エコツアーの開催

八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザを含めた環境関連施設の見学会を開催します。

③家庭の生ごみ減量の推進

家庭での生ごみの減量を促進し、新たな取組についての研究・推進を図ります。

《主な取組》

a. 食品ロスの削減

次節の食品ロス削減推進計画に基づき、食べ残しや期限切れ食品の廃棄といった食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

b. 家庭の生ごみ減量事業の研究

他自治体や関連業者の取組などを調査し、新たな減量施策を検討します。

④資源集団回収事業の充実

集団回収による資源回収を促進するため、事業の充実を図ります。

《主な取組》

a. 集団回収事業への補助制度の運用

町内会やP T A等の資源物回収団体（リサイクルパートナー）及び資源物回収事業者に対し、回収量に応じた補助金を交付します。

b. リサイクルパートナーとの情報交換

リサイクルパートナーによる回収状況や課題等の把握に努めます。

c. 資源物回収事業者との情報交換

資源物回収事業者と情報交換し、資源物の市況や関連業者の動向などの把握に努めます。

d. 集団回収事業の周知

集団回収事業の周知を行うことで、市民の理解促進を図り回収増に努めます。

e. 新たな補助対象品目追加の検討

集団回収による資源回収量増を図るため、新たな補助対象品目の追加について検討します。

⑤地域コミュニティとの連携

町内会及び八戸市環境美化協議会などの環境関連団体と連携を図り、3 Rに関する協働体制を構築します。

《主な取組》

a. ごみ減量推進員の配置

町内ごとに「八戸市ごみ減量推進員」を委嘱し、減量やリサイクルの推進に向けて自ら率先して取り組んでもらうほか、市と地域住民との橋渡し役となっていただきます。また推進員との懇談会を開催することで課題の共有や解決に向けての話し合いを行います。

b. 集積所管理者との連携

ごみの集積所の管理をしている町内会及び集合住宅の管理者等と連携し、適切なごみ排出

体制を構築します。

c. 八戸市環境美化協議会などの環境関連団体との連携

八戸市環境美化協議会などの環境関連団体と連携することで、さらなるごみの減量に向けた施策を展開していきます。

d. 公民館との連携

使用済み小型家電回収ボックスの設置など、公民館運営に支障をきたさない範囲での資源回収の実施、さらに家庭ごみの減量講座の開催や周知の拠点として連携していきます。

⑥指定ごみ袋の見直し

さらなる排出抑制や再生利用の推進のため、指定ごみ袋のあり方について隨時見直しを図ります。

《主な取組》

a. 指定ごみ袋の料金及び形状等の改定の検討

指定ごみ袋について、市民ニーズやコスト、他自治体の動向などを調査し、料金及び形状等の改定を検討します。

b. 減免制度の見直し

一般廃棄物処理手数料の減免制度について、適宜制度や事務の見直しを検討していきます。

(2) 事業者との連携

①事業者へのごみ減量・分別の指導啓発

事業者から排出される一般廃棄物について、減量や分別の指導啓発を行います。

《主な取組》

a. 多量排出事業者の減量・リサイクル対策の検討

廃棄物処理法第6条の2第5項の規定による多量排出事業者の減量計画作成、提出について検討を行います。

※廃棄物処理法第6条の2第5項

市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

b. 産業廃棄物の適正排出及び分別指導 **拡充**

清掃工場、リサイクルプラザ及び最終処分場への産業廃棄物の搬入を防止し、資源物を適正に分別させるため、指導を徹底します。

特に清掃工場において、事業者から搬入される一般廃棄物の開放検査について、回数や日数を増やすなど、検査の充実に努めます。

c. 食品ロスの削減 **新規**

次節の食品ロス削減推進計画に基づき、各事業者がそれぞれの役割を理解し、日々の事業

活動から排出される食品ロスの削減に取り組めるよう、普及啓発に努めます。

②事業者の実態把握

当市の事業系のごみにおける課題を把握し、対策を検討するために、事業者ごみ減量についての実態調査に努めます。

《主な取組》

a. アンケート調査や意見交換会等による実態把握 **拡充**

市内事業者へのごみ減量に関するアンケート調査や意見交換会を開催するなど、事業者による処理の適正度や廃棄物の組成等について情報を取得します。

③店頭回収等の協力要請

事業者に対して、可能な限り拠点回収場所の拡充を図ります。

《主な取組》

a. 有害ごみ回収協力店の継続 **拡充**

拠点回収の拡充や利用しやすい制度への改善を図ります。

一般社団法人 J B R C が依頼している小型充電式電池の回収協力店とは一致していないことから、市民の利便性向上のため、回収場所の整合に努めます。

b. 使用済み小型家電拠点回収の協力要請

拠点回収場所の拡充を図ります。

c. 民間で実施する店頭回収の活用

情報収集を行い、可能な範囲で連携や活用を図ります。

④民間再資源化施設への誘導

事業所から排出される資源となるごみについて、民間再資源化施設へ誘導することにより、リサイクルを推進します。

《主な取組》

a. 古紙回収業者への誘導

事業系の資源となる紙ごみについては、古紙回収業者へ誘導し再資源化を図ります。

b. 生ごみ堆肥化施設への誘導

事業系の生ごみについては、民間堆肥化施設へ誘導することにより堆肥化による再資源化を推進します。

c. 剪定枝の再資源化施設への誘導

剪定枝については、民間のチップ化等を行う施設に誘導することにより再資源化を推進します。

d. ペットボトルの再資源化施設への誘導

ペットボトルについて圧縮梱包処理を行う事業者に誘導することにより、リサイクルを推進します。

⑤搬入規制の徹底

事業系のごみのうち再資源化できる紙ごみについては、八戸清掃工場への搬入を規制することで、ごみの減量化や再資源化を促進します。また、産業廃棄物に該当するプラスチック類などの不適正搬入物の搬入防止に努めます。

《主な取組》

a. 紙ごみの搬入規制の徹底

資源となる紙ごみについては分別して古紙回収業者へ搬入するよう、八戸清掃工場で開放検査などを行ながら収集運搬業者や排出事業者への指導を徹底します。

b. 廃プラスチックの搬入防止の徹底 **拡充**

廃プラスチックは産業廃棄物として処理をするよう、八戸清掃工場での開放検査の実施回数を増やし、収集運搬許可業者や排出事業者への指導を強化徹底します。

c. 事業系ごみ処理マニュアルやチラシの配布

事業系ごみ処理のマニュアルやチラシを作成し、事業者や収集運搬業者に配布することで分別排出や適正排出の徹底を図ります。

⑥関連産業との連携

関連の産業と連携を図り、民間処理施設の活用や、新たなリサイクル技術の情報などを取得し、減量・リサイクルを推進していきます。

《主な取組》

a. 民間処理施設との情報共有

民間処理施設と情報を共有し、事業系の資源物の処理についてリサイクル推進等を図っていきます。

b. 新しいリサイクル技術情報の取得

新しいリサイクル技術をもつ環境関連産業と連携を図り情報を取得することで、新たな再資源化システムを検討していきます。

c. 収集運搬業許可業者との情報共有

収集運搬業許可業者と情報を共有することで、排出されるごみの実態の把握に努めます。

d. 民間活力の利用

市で回収している使用済廃食用油について民間事業所での有効活用を図るなど、民間事業所のリサイクル事業の活性化を図ります。

⑦市施設のごみ減量、分別の徹底

八戸市庁をはじめ、八戸市の関連施設については、事業者の一員として、ごみ減量や分別を徹底していきます。

《主な取組》

a. 環境マネジメントシステムの推進

環境マネジメントシステムを構築し、ごみ排出について適正な目標を設定し、その達成に努めます。

b. グリーン購入の率先実行

物品の相互活用を図りつつグリーン購入を率先して実行し、環境負荷の少ない製品の購入に努めます。

c. 職員の意識向上

職員及び市の施設管理者のごみ減量・リサイクルの意識を向上させ、施設内はもとより家庭内での排出抑制・分別徹底に努めます。

d. 分別回収の徹底

市施設の資源物については、紙類などの分別回収徹底に努めます。

(8)処理手数料の改定

排出抑制や再生利用の推進のため、ごみ処理手数料の改定を検討します。

《主な取組》

a. ごみ処理手数料の見直し

排出抑制や再生利用の動向、コストや他自治体の事例を見ながら、必要に応じてごみ処理手数料などの改定を検討します。

(3) 処理システムの充実

(1)収集運搬体制の効率化

ごみの収集・運搬体制は、ごみの質・排出量の変化に対応できるよう適宜見直しを行い、確実かつ効率的な収集を行うとともに、分別品目に応じた体制を構築します。

《主な取組》

a. 集積所収集の推進

効率的で経済的な収集運搬体制を構築するため、集積所に排出することが困難な高齢者等に配慮しながら、戸別収集されている箇所の集約を検討し、市内全域での集積所収集を推進します。また、集積所の集約も検討します。

b. 収集運搬作業の委託化の検討

災害への対応を考慮した上で収集作業のさらなる委託化について検討し、収集経費等の削減を図るとともに市民サービスの向上に努めます。

解 説

「環境マネジメントシステム」

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS-Environmental Management System)といいます。また、こうした自主的な環境管理の取組状況について、客観的な立場からチェックを行うことを「環境監査」といいます。

c. びん類収集方法の効率化の検討

ガラスの効率的なリサイクルを推進するため、びん類の効率的な収集方法を見直すための検討を行います。

②新たな分別収集品目の検討

さらなる再資源化を目指して、分別収集の新たな品目の追加を検討します。

《主な取組》

a. プラスチックの分別回収の研究

プラスチック類の再資源化を図るため、国内外の動向を注視しながら、分別回収について研究します。

③中間処理施設の適正管理

ごみの中間処理を適正かつ効率的に行うため、各施設を適正に管理運営するとともに、有効活用及び長寿命化を図りながら、安定した新しいごみ処理システムの構築を検討して参ります。

《主な取組》

a. 清掃工場での効率的な焼却処理

清掃工場第一工場・第二工場の延命化を図るとともに、運転負荷を考慮しながら、両工場のバランスを図った効率的な焼却処理と定期的な整備を行っていきます。加えて徹底した焼却管理と監視体制による適正な施設運営に努めます。

b. リサイクルプラザでの適正な中間処理

リサイクルプラザにおいては、廃棄物の減量、再資源化を促進し、資源の有効活用を図るため、適正な管理のもと施設の運営に努めます。

c. リサイクルプラザでのリユース活動

不用品として提供された家具などを希望する方に再生品を提供しています。

d. 生ごみのバイオマス発電事業の研究

生ごみのバイオガス化によるエネルギー回収について研究します。

e. 中間処理施設での資源物回収

リサイクルプラザにおいては、不燃ごみ及び粗大ごみから鉄類等を回収するほか、使用済み小型家電をピックアップ回収していきます。

また、清掃工場においては、磁性物を回収していきます。

f. 紙資源の処理工程の効率化の検討

現状の紙資源の収集運搬体制、八戸リサイクルプラザでの処理体制、民間施設での受け入れ体制などを比較して効率化について検討します。

解 説

「バイオマス発電」

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称です。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電します。

生ごみなど、未活用の廃棄物を燃料とするバイオマス発電は、廃棄物の再利用や減少につながり、循環型社会構築に大きく寄与します。

g. 埋め立てされる中間処理残渣の削減策の検討

エコタウン企業群との連携並びに中間処理システムの改善等について検討し、埋め立てされる中間処理残渣の削減策を検討していきます。

h. 熱回収（サーマルリサイクル）の実施

清掃工場において焼却処理からの熱回収を実施し、給湯設備等で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行い、工場の使用電力の一部をまかねます。

i. 将来の施設整備方針の検討 **新規**

施設の老朽化が進んでいることから、今後も長期的に安定した運転を継続していくため、主要設備の更新や新しい施設整備などについて検討します。

④最終処分施設の適正管理

埋立量の削減を図るとともに、周辺環境に十分に配慮した適正な管理運営に努めます。

《主な取組》

a. 八戸市一般廃棄物最終処分場の管理

平成25年度から供用開始された八戸市一般廃棄物最終処分場について、最終処分量の削減を図りながら、適正な管理運営に努めます。

b. 焼却残渣の再資源化

最終処分場の長期利用に向けて埋立量の削減を図るため、焼却残渣について民間処理施設での再資源化を行っていきます。

c. 将来の最終処分方法の検討 **新規**

八戸市一般廃棄物最終処分場の埋立残余年数が12～14年間であり、新しい施設整備を検討する時期が到来しているため、民間事業者による最終処分も含め、中間処理施設の整備とともに、将来的に安定したごみ処理システムの構築について検討を進めます。

⑤ごみ処理広域化に関する検討

ごみ処理の更なる広域化の可能性等について関係団体との話し合いを進めます。

《主な取組》

a. 周辺自治体との協議 **新規**

青森県で策定した第4次青森県循環型社会形成推進計画においては、三戸地区環境整備事務組合と八戸地域広域市町村圏事務組合を合わせ、新三八広域ブロックを形成し、持続可能なごみ処理体制について検討していくとされています。

長期的視点から、広域化に関する検討は避けられないと考えられますので、関係自治体やその周辺の自治体と緊密に連携し、協議を重ねて参ります。

解説

「熱回収（サーマルリサイクル）」

廃棄物の焼却の際に発生する熱エネルギーを回収することです。回収した熱は、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。

第7節 食品ロス削減推進計画

1. 現状及び基本的な方向

(1) 食品ロスの定義

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。我が国では、事業部門及び家庭部門のいずれにおいても、生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的かつ大量に食品ロスが発生しています。

食品ロスの削減は、平成 27 年 9 月 25 日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの 1 つに盛り込まれるなど、国際的に取り組むべき課題となっています。特に、食料の多くを輸入に依存している我が国にとっては、真摯に取り組まなければならない課題です。また、世界には満足な食事ができずに困っている人が多くいることを忘れてはなりません。

(2) 食品ロスの現状

①日本の食品ロス量

日本国内の食品ロス量は年間 600 万 t（平成 30 年度推計）とされており、これは国民 1 人 1 日当たりに換算すると茶碗約 1 杯分のご飯の量（約 130 g）になり、国連世界食糧計画（WFP）の令和元年食料援助量（約 420 万 t）の 1.4 倍に相当します。

食品ロスの主な発生要因は、家庭系が「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」、事業系では、食品製造・卸売・小売業が「規格外品」、「返品」「売れ残り」、外食産業が「作りすぎ」、「食べ残し」等となっています。

②青森県の食品ロス量

青森県が令和元年度に実施した一般廃棄物組成分析調査（以下「県組成調査」という。）及び令和 2 年度に実施した事業系食品ロス実態調査（以下「食品ロス実態調査」という。）の結果によると、県内の食品ロス量は年間 8 万 5,565 t で、うち家庭系が 2 万 9,280 t、事業系が 5 万 6,285 t となっています。

県民 1 人 1 日当たりに換算すると約 182 g であり、これは全国平均の 1.4 倍となっています。

③八戸市の食品ロス量

県組成調査によると、当市の家庭系可燃ごみにおける食品ロスの割合は、未使用食品が 0.7%、食べ残しが 9.3% であり、重量は令和元年度のごみ排出量から年間 4,258 t と推計されます。

解 説

「過剰除去」

調理の際に野菜の皮を厚く剥いてしまうなど、食べられる部分まで捨ててしまうことです。

「直接廃棄」

賞味期限切れ等の理由により、食材として使用又は食事に提供することなく、手付かずのまま捨ててしまうことです。

「規格外品」

野菜や果物などで、大きさや色、形、品質などが規格に適合しないものをいいます。カット野菜やジュースなどの加工食品として流通するか、農家が自家消費する以外は、多くが廃棄されています。

事業系一般廃棄物については、未使用食品が 0.6%、食べ残しが 8.5%であり、年間 2,298 t と推計されます。また、産業廃棄物については、食品ロス実態調査の結果を参考に当市分を推計すると年間 4,093 t となり、事業系全体で年間 6,391 t になります。

表 16 に示すとおり、家庭系と事業系を合わせた当市の 1 人 1 日あたりの食品ロス量は、約 128 g（家庭系：約 51 g、事業系：約 77 g）と、全国平均と同程度となっておりますが、今後も更なる削減が必要となります。

表 16：食品ロス量の比較

	国 (H30 推計)	青森県 (家庭系 H30 事業系 R1 推計)	当市 (R1 推計)
年間の食品ロス量	6,000,000 t	85,565 t	10,649 t
1 人 1 日あたり換算	約 130 g	約 182 g	約 128 g
うち家庭系	約 60 g	約 62 g	約 51 g
うち事業系	約 70 g	約 120 g	約 77 g

(3) 基本的な方向

食品ロス削減のためには、全ての市民、事業者等がこの問題と自らの役割を正確に理解し、できることから行動に移すことが必要です。

具体的には、食べ物を無駄にしない意識を持ち食品ロス削減の必要性を認識すること、生産、製造及び販売の各段階並びに家庭での買物、保存及び調理の各場面における食品ロスの発生を理解すること、及び市民、事業者等が自主的、具体的に削減のための取組を行うこと、が求められています。

本計画では、このような理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携した市民運動として食品ロスの削減を推進していくこととします。

2. 目標

国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（家庭系食品ロス）及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（事業系食品ロス）において、平成 12 年度比で令和 12 年度までに食品ロス量を半減させるとしています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、目標達成に向けた取組を総合的に推進することに加えて「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80% とする」という目標も設定されています。

この内容を踏まえ、県では「第 4 次青森県循環型社会形成推進計画」において、目標年度を令和 12 年度として、一般廃棄物における可燃ごみ中の未使用食品と食べ残しの割合の合計を令和元年度比で半減させるとともに、食品ロス問題を認知してその削減に取り組む県民の割合を 80% とすることとしております。

これを受け、市では次のとおり目標を設定します（再掲）。

目標（令和12年度）	基準値（令和元年度）
市内的一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合を令和元年度比の <u>50%</u> とする。	18.6%
食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合を <u>80%</u> とする。	—

3. 各主体の取組

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生していることから、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であり、食品関連事業者と消費者とをつなぐ視点で考えることが必要となります。

また、食品ロス削減推進法では地方公共団体の責務と消費者の役割が規定され、国の「食品ロス削減推進に関する基本方針」では各主体に役割と行動が求められています。

これらのことから、食品関連事業者と消費者がそれぞれの役割と行動を理解して実践することに加え、食品関連事業者は食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝える、消費者はこれを受けて食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用するなど、双方のコミュニケーションの活性化が重要となります。

この動きに、市はもとより、食品関連事業者以外の事業者、マスコミ、消費者団体、NPO等が参画し、先駆的・意欲的な取組事例が創出されることが期待されます。

（1）市の役割と取組

①役割

本市では、市民や事業者等がそれぞれの立場から食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようになりますため、消費者教育や食育に関する取組及び食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」や全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等と連携しながら、食品ロス問題への理解や関心の増進等のための普及啓発を行います。

特に、食品関連事業者等に対しては、食品ロス削減の取組事例を周知するとともに、自ら実践する生産、製造、販売等の各段階における積極的な取組を支援します。

また、市内における食品ロスの排出状況や市民の意識の把握、分析に努めます。

この他、フードバンク活動は、食品ロスの削減のみならず、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であることから、市民のフードバンク活動への理解や参加を促進します。

解 説

「フードバンク活動」

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動です。

米、パン、めん類、生鮮食品、菓子、飲料、調味料、インスタント食品等様々な食品が取り扱われています。

②取組

a. 市民への普及啓発等

- ・ 「食材は使いきる」、「料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」の「3つのきる」や、エコ料理の実践、家庭で発生した食品ロスの記録など家庭の中で意識して実践できる行動について普及啓発し、意識の醸成と行動の変容を図ります。
- ・ 賞味期限と消費期限の違いなど、食品の期限表示についての市民の理解を深めるとともに、陳列棚の手前にある消費期限や賞味期限の近い商品を、食べるタイミングを考えて、すすんで購入する「てまえどり」の取組を推進します。
- ・ 「3010運動」の実践を促すとともに、国が作成した「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等を活用し、外食時における食べきり、持ち帰り等に係る普及啓発を推進します。
- ・ 小学生を対象とした学習講座等を実施するとともに、地域等において食品ロスの削減を担う人財の育成を推進します。
- ・ 食品ロス削減月間（10月）や食品ロス削減の日（10月30日）のほか、各種イベント等の機会をとらえて、食品ロス削減対策の周知を図ります。

b. 食品関連事業者の取組に対する支援

- ・ 規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進します。
- ・ 食品ロス削減のために行う商慣習の見直し等の取組に対する市民の理解促進を図ります。
- ・ 自ら市民への普及啓発（期限表示の理解や適切な購買行動の促進等）を行うときは市としても可能な限り連携するとともに、良い事例については他の食品関連事業者に周知し、水平方向への展開を促進します。
- ・ 小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など、外食事業者による食品ロス削減の取組事例を周知します。
- ・ 外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、国が作成した「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等を活用しながら周知を図ります。特に、料理の持ち帰りについて、留意事項を十分に理解し、希望する者が「自らの責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にしていく啓発を推進します。

c. 実態調査等の実施

- ・ 食品ロスの排出実態を把握し発生要因等を分析するため、家庭系の組成調査において食べ残し、未使用食品の調査を実施します。
- ・ 食品ロスに関する市民の認知度や取組状況等を把握するため、アンケート調査等の実施を検討します。

d. 未利用食品を提供するための活動の支援

- ・ 食品関連等の事業者とフードバンク活動団体とのマッチング、提供食品の情報共有、フードドライブの推進等、フードバンク活動への支援について検討し、関係者相互の連携を進めます。
- ・ 災害時用備蓄食料を更新する際は、防災訓練での活用のほかフードバンクへの提供等も含めた有効活用に努めます。

(2) 市民の役割と取組

①役割

市民は、食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自分が排出している食品ロスについて適切に把握、理解します。

その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができるることを一人一人が考え、行動に移します。

また、自身の消費行動が、地球環境や他の国々・地域の人々にも影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援します。

②取組

a. 買物の際

- 事前に家にある食材の在庫や期限表示（賞味・消費）等を確認し、棚の手前にある商品を取る（てまえどり）、見切り品等を活用するなどの方法を実践しながら、使いきれる分だけ購入します。
- 商品が欠品となっている場合も想定し、許容する意識を持ちます。

b. 食品の保存の際

- 食材ごとに適切な保存方法を理解し、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行うなど、食材を使いきるようにします。
- 賞味期限・消費期限の違いを正しく理解するようにし、賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないことを理解し、それぞれの食品が食べられるかどうかを個別に判断します。

c. 調理の際

- 家にある食材を計画的に使いきるほか、皮を厚むきするなどの過剰除去をしないように意識し、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにします。
- 料理は食べきれる量を作り、食べ残しを減らすとともに、一度で食べきれなかったものはリメイク等の工夫をします。

d. 外食の際

- 食べきれる量を注文し、提供された料理は食べるようにします。なお、提供された料理を食べきれなかった場合には、外食事業者に確認した上で、説明をよく聞いて自己責任の範囲で持ち帰ります。
- 宴会時においては、乾杯後の30分から20分、終了前の10分から15分、席を立たずに食事を楽しむ「3010運動」等を実践します。

(3) 事業者の役割と取組

①役割

事業者は、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、従業員等への啓発を行います。また、災害時用備蓄食料を更新する際は、フードバンクへの提供等も含め有効活用に努めます。

中でも、農林漁業者や食品関連事業者（製造・卸売・小売、外食事業者など）は、サプライチェーン全体における食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深めるとともに、関係事業者や消費者とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。また、食品廃棄物等の計量を継続的に実施するなど、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握します。

②取組

a. 農林漁業者

- 規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進します。

b. 食品製造業者

- 食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程での適正管理・鮮度保持に努めます。
- 食品の製造方法の見直しや容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組みます（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮します。）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化にも取り組みます。
- 食品小売業者と連携して、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進します。
- 消費者の消費実態に合わせた容量の適正化を図ります。
- 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等の有効活用を促進します。

c. 食品卸売・小売業者

- サプライチェーン全体での食品ロス削減に向けた納品期限（いわゆる3分の1ルール等）の緩和や適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組みます。
- 天候や日取り（曜日）等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等を工夫するほか、季節商品の予約制や需要に応じた販売を行うための工夫をします。
- 消費者に対して賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促すことや売りきるための値引きやポイント付与等を行い、小分け販売や少量販売など消費者が使いきりやすい工夫にも取り組みます。
- フランチャイズ方式で展開する食品小売業者における食品ロスについては、本部と加盟店との協力により、削減に努めます。

d. 外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

- 天候や日取り（曜日）など、消費者の特性等を考慮した仕入れ、提供等の工夫をします。
- 小盛り・小分けメニューの導入や、要望に応じた量の調整など、消費者が食べられる量を選択できる仕組みを導入します。
- おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組を行います。

解 説

「3分の1ルール」

食品メーカーとスーパーマーケット等小売店の間に存在している商習慣で、卸業者は製造日から数えて賞味期限の3分の1以内に小売店に納品しなければならないというものです。

例えば、賞味期限が6か月の商品の場合、卸業者は、賞味期限が残り2ヶ月を切るまでに小売店に納入しなければならないことになり、賞味期限の3分の1以内で納品出来なかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き場がなくなり廃棄となる可能性があります。

- ・ 可能な範囲で、消費者の自己責任を前提とした料理の持ち帰り（持ち帰り用容器を使用）ができる仕組みを導入し、衛生上の注意事項や情報の提供を消費者に分かりやすく説明するよう努めます。
- ・ 外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者においては、食品ロス削減のためにそれが可能な取組を行います。

e. 食品関連事業者に共通する事項

- ・ 段ボール等の包装資材に傷や汚れがあった場合でも、中身の商品が毀損していなければ、輸送・保管等に支障がある場合を除き、そのままの荷姿で販売することを許容します。
- ・ フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売りきりの工夫を行います。
- ・ フードバンクなど未利用食品を提供するための活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行います。
- ・ 食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示します。

(4) マスコミ、消費者団体、NPO等の役割と取組

食品ロス削減に向けた主体の一員として、これまで掲げてきた具体的取組を自ら推進するとともに、それぞれの主体に求められる役割と行動を実践する市民や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行います。

第8節 その他ごみの処理に関する必要な事項

1. 環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による廃棄物減量等推進審議会を、平成5年から設置し、学識経験者、公益代表者（公募を含む。）、事業者等による委員構成で、廃棄物の減量や適正処理に関する事項についての調査・審議を行ってきました。平成26年7月からは八戸市廃棄物減量等審議会と八戸市環境審議会の2つの審議会について組織運営の効率化を図ることを目的に統合を行い、新たに八戸市環境審議会として職務を行っています。

審議会の職務内容は、八戸市環境基本計画に関する事項の調査審議、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項の調査審議、その他環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査審議となっています。

今後も、廃棄物の減量等に関する事項について適宜、審議会に報告を行い、委員からの助言等を施策や事業に反映させていきます。

2. 事業者との協力

事業所から排出されている一般廃棄物の、減量化・再資源化及び適正処理について、事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、周知・啓発を行い、事業者及び民間再資源化事業者との協力関係を構築します。

3. 災害対策

災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物の処理を行い、再生利用を含む適正な処理を行うため、平成31年3月に策定した八戸市災害廃棄物処理計画に基づき、可能な限り再生利用を図った上で、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の推進を図ります。

4. 不法投棄防止対策

不法投棄防止については、従来から広報紙への掲載や立て看板の設置等により市民への周知徹底を図るとともに、警察や地元住民の協力のもと「不法投棄防止合同パトロール」を実施するなど、PRに努めています。また、平成18年7月からは、不法投棄の未然防止及び早期発見を目的として、「不法投棄監視カメラ」を導入するなど、監視体制を強化しています。

不法投棄現場の調査において、不法投棄者が判明した場合は撤去を指導していますが、投棄者不明の場合には土地の所有者または管理者に対して撤去をお願いしています。

今後も、関係機関と連携し市民の協力を得ながら、一丸となって不法投棄防止に取り組んでいきます。

5. ごみ処理方針検討委員会

ごみ処理は、計画、啓発、収集、中間処理、最終処分の各部門が複数にまたがっており、一方で密接に関連していることから、八戸市、広域組合の廃棄物関係部署の長を構成員として、課題の情報共有を行い、今後のごみ処理方針を検討するために、ごみ処理方針検討委員会を設置し、対策等について協議を行っていきます。

第3章

生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理に係る背景と目標

八戸市は、東に太平洋を臨み、市内を大きく3分する形で馬淵川、新井田川の2本の河川が流れおり、農業用水や水道水の水源として重要な役割を果たしています。

これら河川の水質汚濁の主な要因は生活排水となっており、社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されています。中でも、し尿を除く生活雑排水は生活排水全体の汚濁負荷の約7割を占めることから、これを適切に処理することが重要であると認識しています。

当市の生活雑排水は、市街地については公共下水道により、また農業集落排水整備区域においては農業集落排水処理施設により、その他の周辺地域は合併処理浄化槽により処理することとしています。

しかし、令和2年度末現在での処理率は人口の70.6%にとどまっており、未だ多くの生活雑排水が、未処理のまま河川・水路等に排出され河川の水質に影響を及ぼすなど、その対策は急務となっています。

市では公共用海域の水質保全及び公衆衛生の向上のため、平成5年12月15日に、新井田川流域及び河口海域集水域が水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されたことを受けて、「新井田川河口水域生活排水対策推進計画」を策定し、水質汚濁を防止するための総合的な施策を進めてきています。

また、平成26年1月には、農林水産省、国土交通省、環境省の3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が制定され、これに基づき当市においても、集合処理及び個別処理を組み合わせた早期の汚水処理施設整備の概成を目指しています。

2. 生活排水処理施設整備の基本方針

処理施設の整備に係る基本方針は次のとおりです。

- ア. 下水道事業計画区域においては、計画的に事業の進捗を図ります。
- イ. 下水道が供用開始された地域では、水洗化の普及促進を図ります。
- ウ. 農業集落排水処理施設が整備された地域についても、水洗化の普及促進を図ります。
- エ. 下水道事業計画区域外及び農業集落排水処理施設整備区域外の地域では、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

解 説

「生活排水」

炊事、洗濯、入浴など日常生活から出される排水を生活雑排水といい、これにし尿と呼ばれるトイレからの排水を加えたものを生活排水といいます。

「農業集落排水処理施設」

農村地域の生活環境の改善・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭の生活排水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設です。

第2節 生活排水の排出状況と処理主体

1. 排出状況

当市における生活排水は図 21 に示した体系図に沿って処理されており、その処理形態別人口は表 17 及び図 22 のとおりとなっています。

公共下水道は昭和 31 年に事業着手し、昭和 53 年から東部終末処理場（単独公共下水道）、平成 3 年から馬淵川水きらきらセンター（流域関連公共下水道）での処理を開始しています。

コミュニティ・プラントは多賀台団地・旭ヶ丘団地・是川団地に設置されていましたが、処理施設の整備を図るなかで平成 2 年度からすべて公共下水道に組み入れました。

なお、多賀台団地と旭ヶ丘団地については当初の処理場を廃止し、多賀台団地は馬淵川水きらきらセンターで、旭ヶ丘団地は東部終末処理場での処理を行っています。

農業集落排水処理施設は、一日市地区においては平成 6 年度から、永福寺地区においては平成 10 年度から、滝谷地区においては平成 18 年度から供用開始しています。

また、平成 17 年 3 月 31 日の旧南郷村との合併により、新たに市野沢地区（平成 5 年度供用開始）、島守地区（平成 12 年度供用開始）の 2 地区が加わりました。

合併処理浄化槽は、平成 2 年度から設置補助事業を実施し、既設の単独処理浄化槽や汲取り便槽を合併処理浄化槽に切り替える場合に補助金の交付を行っています。

以上の事業を実施することにより、令和 2 年度末において、行政区域内人口 224,617 人のうち 158,629 人（70.6%）については、生活排水の適正処理が行われています。

しかし、残りの 65,988 人（29.4%）については、単独処理浄化槽または汲取り便槽を使用しているため、生活雑排水については未処理のまま河川等に放流されている状況にあり、今後の生活雑排水の適正処理が重要になっています。

解 説

「合併処理浄化槽」

し尿と生活雑排水を合わせて微生物の働きを利用して処理する能力を持つ浄化槽です。生活排水の汚れを約 10 分の 1 に減らすことができます。

「単独処理浄化槽」

し尿のみを処理する浄化槽で、排水汚濁量は合併処理浄化槽の 8 倍になります。現在は新設が原則禁止されています。

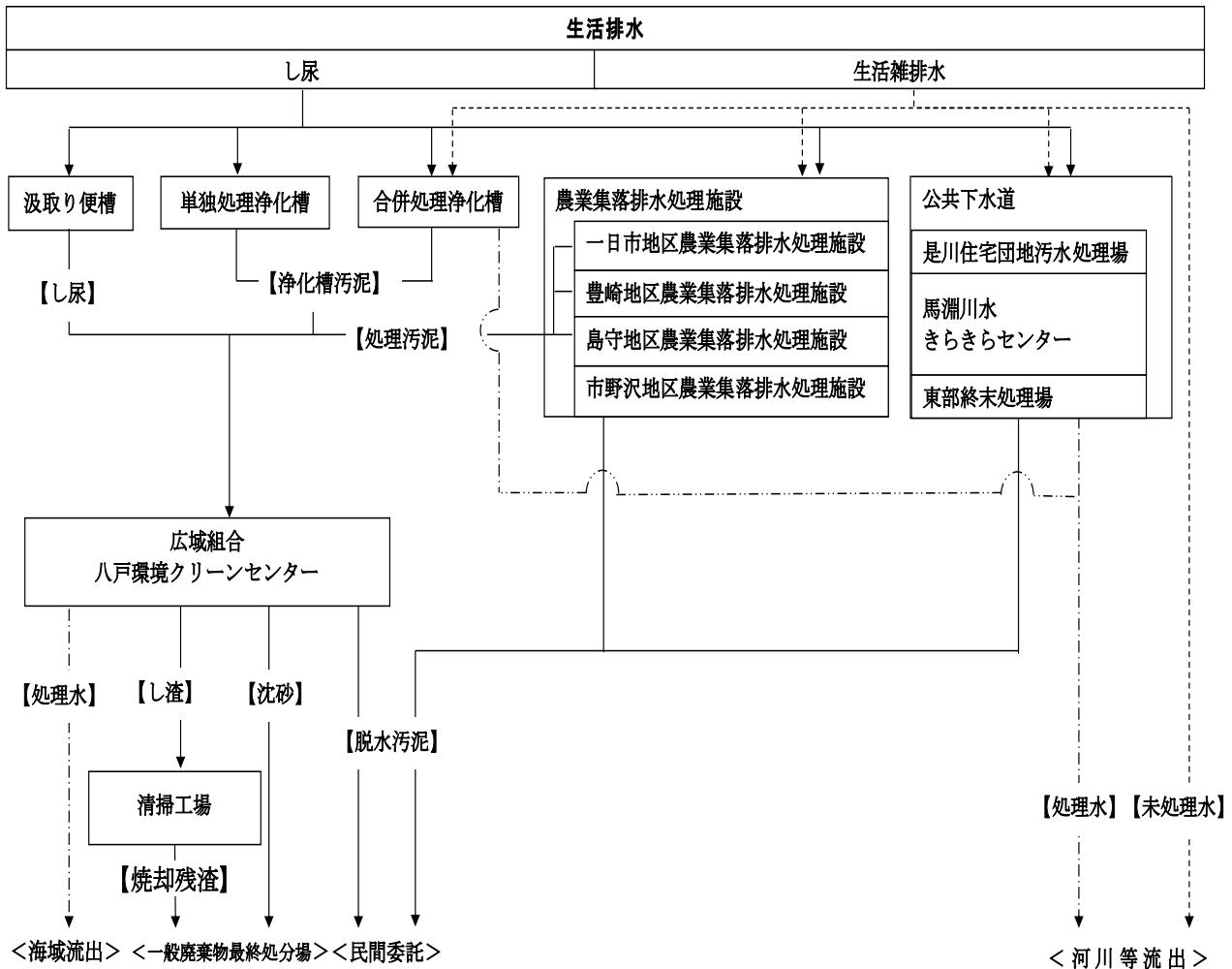


図 21：生活排水処理の体系図

解説

「し渣」

汚水処理場やし尿処理施設などに混ざり込んでいるごみを指す言葉です。よく見られるのが、髪の毛・紙・食べ物の残り・繊維類・ビニール類などです。

「沈砂」

汚水に含まれる土や砂のことです。

「汚泥」

一般には、水中の浮遊物質が沈殿又は浮上して泥状になったものをいいます。生活排水を処理する工程を経て脱水された汚泥は、民間業者により発酵・堆肥化処理、または焼却後に埋立処分されてい

表 17：処理形態別人口の推移 (単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画処理区域内人口	233,070	230,738	228,622	226,541	224,617
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率:%)	156,719 (67.2)	156,445 (67.8)	157,732 (69.0)	157,293 (69.4)	158,629 (70.6)
下水道	122,372	121,664	122,639	122,756	123,350
農業集落排水処理施設	3,760	3,772	3,555	3,509	3,499
合併処理浄化槽	30,587	31,009	31,538	31,028	31,780
生活雑排水未処理人口 (生活雑排水未処理率: %)	76,351 (32.8)	74,293 (32.2)	70,890 (31.0)	69,248 (30.6)	65,988 (29.4)
水洗化・ 生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	40,759	38,919	36,852	36,392	35,543
非水洗化人口 (汲み取り)	35,592	35,374	34,038	32,856	30,445
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※計画処理区域内人口とは住民基本台帳による各年度の3月31日現在の人口。



図 22：処理形態別人口の推移

2. 生活排水の処理主体

当市における生活排水の処理主体は、表 18 のとおりです。

表 18：生活排水関係施設の概要と処理主体

処理設置の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工業廃水 雨水等 八戸市
	流域下水道	し尿 生活雑排水 工業廃水 青森県
農業集落排水処理施設		し尿 生活雑排水 八戸市
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水 個人等
	単独処理浄化槽	し尿 個人等
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥 広域組合
上記以外の生活排水 処理施設等		生活雑排水残渣 八戸市

第3節 前計画の評価

1. 目標値と実績値との比較

前計画では令和3年度（平成33年度）を中間目標年度として数値目標を定めておりましたが、今回の計画改定にあたり、前計画の令和2年度（平成32年度）推計目標値と実績値との比較を行いました（表19・表20、図23）。

表 19：令和2年度実績値と前計画の目標値

	実績値 (令和2年度)	推計目標値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活排水処理率 (%)	70.6	71.8	78.0

表 20：生活排水の処理形態別比較（単位：人）

	実績値 令和2年度	推計目標値 令和2年度	達成率(%) 実績/目標
行政区域内人口	224,617	219,873	
計画処理区域内人口	224,617	219,873	
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率: %)	158,629 (70.6)	157,854 (71.8)	98.3%
下水道 (下水道処理率: %)	123,350 (54.9)	128,489 (58.4)	94.0%
農業集落排水処理施設 (農業集落排水処理率: %)	3,499 (1.6)	3,309 (1.5)	106.7%
合併処理浄化槽 (合併処理浄化槽処理率: %)	31,780 (14.1)	26,056 (11.9)	118.5%
生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽・汲み取り人口) (生活雑排水未処理率: %)	65,988 (29.4)	62,019 (28.2)	104.3%
計画処理区域外人口	0	0	

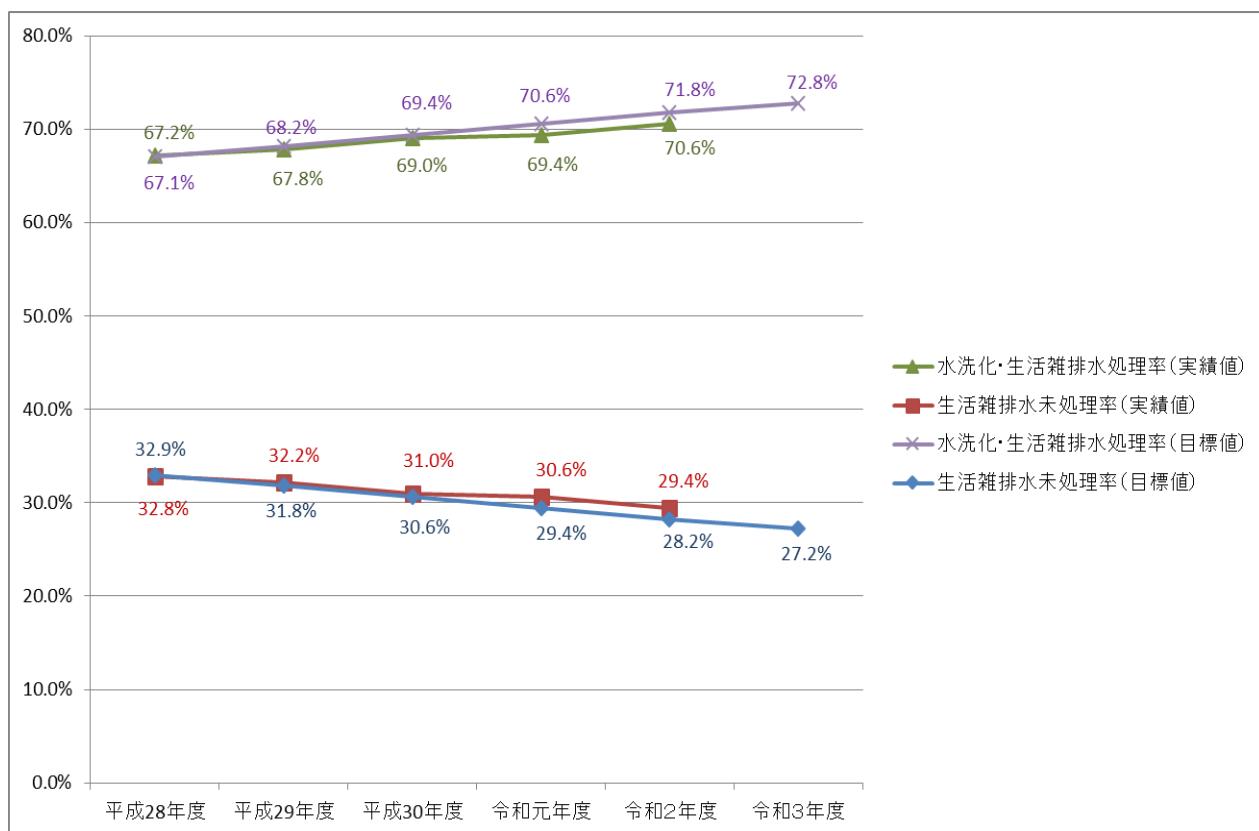


図 23：前計画目標値と実績値との比較

2. 前計画の評価

農業集落排水処理率の達成率は 106.7%、合併処理浄化槽処理率の達成率は 118.5%と目標を上回り、下水道処理率の達成率は 94.0%と目標を下回りました。これらを併せた生活排水処理率の達成率は、98.3%と目標値をやや下回りました（表 20）。

下水道については、厳しい財政状況の下で、喫緊の課題である浸水被害軽減のための雨水ポンプ場、雨水管整備等を優先的に行い、污水管整備を計画的に進めることができなかつたためと考えられます。

今後は、雨水ポンプ場等の整備によって浸水被害の軽減が概ね図られていることから、下水道（汚水）の整備を優先的に行うとともに水洗化の促進に取り組む必要があります。また、農業集落排水施設については、水洗化の普及促進を、合併処理浄化槽については、単独処理浄化槽及び汲取り便槽からの転換を引き続き図る必要があります。

第4節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

「第1節 生活排水処理施設整備の基本方針」に基づき、現在の下水道整備進捗状況及び伸び率を勘案し、人口の87.2%の生活雑排水を処理することを目標とします（表21・表22、図24）。

また、市内各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとしました。

表 21：生活排水の処理の目標

	現 在 (令和2年度)	中間年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
生活排水処理率 (%)	70.6	80.3	87.2

表 22：生活排水の処理形態別内訳 （単位：人）

	現 在 (令和2年度)	中間年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
行政区域内人口	224,617	206,755	194,981
計画処理区域内人口	224,617	206,755	194,981
水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率: %)	158,629 (70.6)	165,975 (80.3)	170,068 (87.2)
下水道 (下水道処理率 : %)	123,350 (54.9)	131,304 (63.5)	135,737 (69.6)
農業集落排水処理施設 (農業集落排水処理率 : %)	3,499 (1.6)	3,152 (1.5)	2,858 (1.5)
合併処理浄化槽 (合併処理浄化槽処理率 : %)	31,780 (14.1)	31,519 (15.3)	31,473 (16.1)
生活雑排水未処理人口 (生活雑排水未処理率: %)	65,988 (29.4)	40,780 (19.7)	24,913 (12.8)
水洗化・ 生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽処理率 : %)	35,543 (15.8)	21,965 (10.6)	13,419 (6.9)
非水洗化人口 (非水洗化率 : %)	30,445 (13.6)	18,815 (9.1)	11,494 (5.9)
計画処理区域外人口	0	0	0

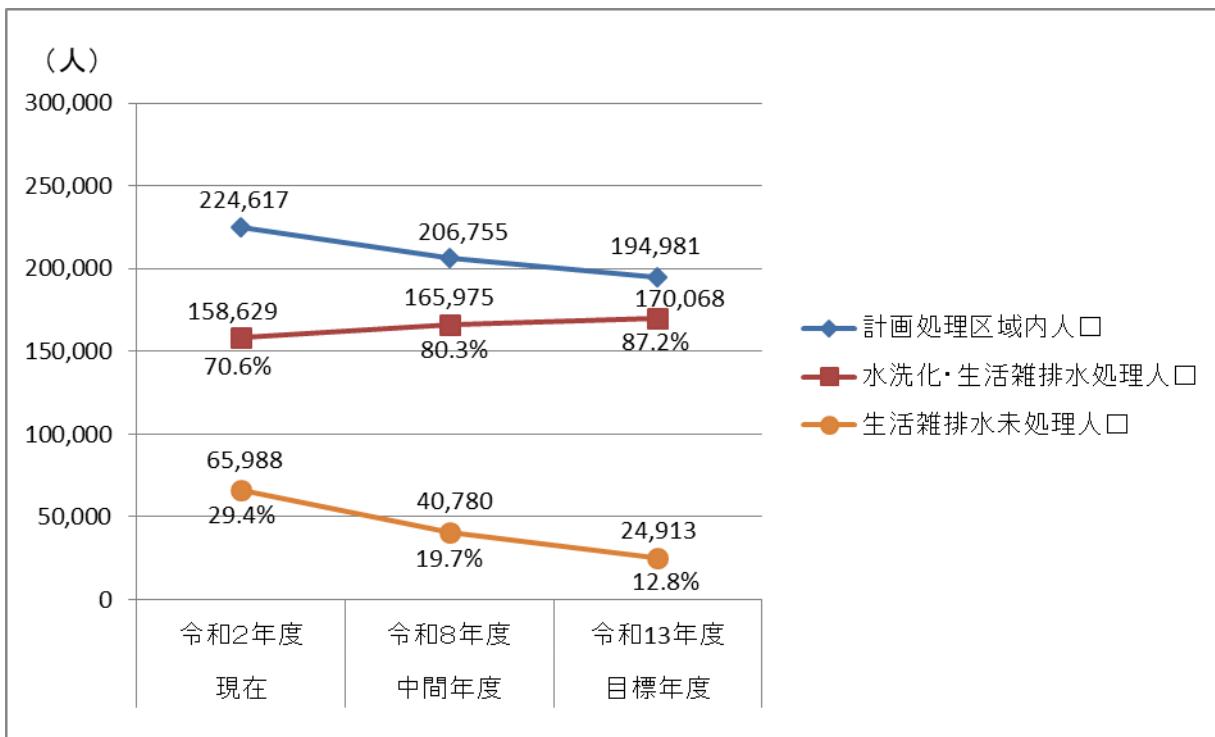


図 24：処理形態別人口の推移

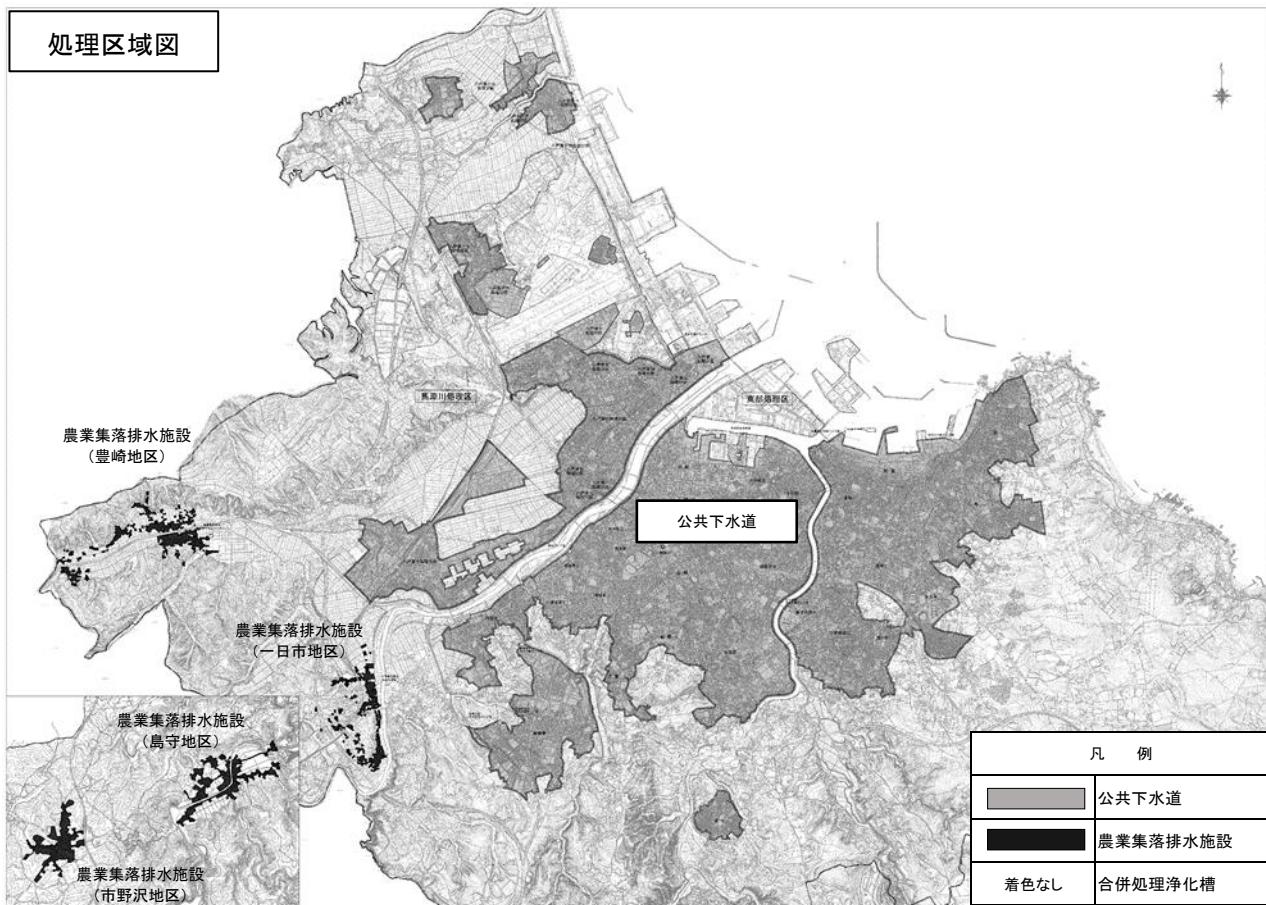


図 25：処理区域図

表 23：施設整備計画（4～13 年度）

施設名	整備計画面積	整備計画人口	整備計画事業費 (初期投資額)
下水道	917ha	27,501 人 (新たに下水道を利用可能 になる人口)	290 億円
合併処理浄化槽	下水道事業計画区域、 農業集落排水区域を除 く市内全域	2,090 人 (補助事業により単独処理 浄化槽及び汲取り便槽を替 えて設置する合併処理浄化 槽の処理対象人員の合計)	1.6 億円 (補助事業計画基数分の 総工事費：4.2 億円)

2. し尿・汚泥の処理計画

当市では、し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理については、広域組合八戸環境クリーンセンター（以下、「環境クリーンセンター」という。）が処理主体を担っていきます。

また、その他の生活雑排水に係る汚泥等については、市において処理していきます。

（1）排出抑制・再資源化計画

し尿・浄化槽汚泥は、下水道区域の拡大等に伴い減少していくことが見込まれます。

一方、当市及び環境クリーンセンターでは、脱水した余剰汚泥を再資源化業者に委託処理を行っており、今後も継続して行っています。

（2）収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、広域組合が許可をする一般廃棄物収集運搬業者が市全域を随時戸別に実施していきます。

その他の生活雑排水に係る汚泥等については、市が許可する一般廃棄物収集運搬業者が市全域を随時戸別に収集・運搬を行っていきます。

（3）中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥は、環境クリーンセンターで効率的な処理を行っていきます。

（4）最終処分計画

環境クリーンセンターから発生したし渣は、八戸清掃工場にて焼却処理を行い、焼却残渣については市の最終処分場にて埋立処理を行っていきます。

3. その他

公共下水道、農業集落排水処理施設への接続率向上のため、未接続世帯への水洗化依頼文の送付や戸別訪問、水洗化相談会等を実施していきます。

合併処理浄化槽普及促進のため、公民館等におけるポスター掲示、リフォーム業者等へのチラシ配布、「広報はちのへ」、「市ホームページ」等により補助制度の周知を図ります。

生活雑排水対策の必要性、重要性について市民に周知を図るため、広報・啓発活動を実施していきます。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じてその周知徹底に努めています。